平成24年度 行政監査結果報告書 「収入未済対策について」

平成25年4月

杉並区監査委員

目 次

第一 監宣の郵囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 テーマ選定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 監査の視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 監査の実施期間、対象債権及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)実施期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)対象債権及び対象部局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3) 監査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2 監査対象の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 地方公共団体の債権の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)地方公共団体の債権とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)地方公共団体の債権の分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 債権管理に係る区の主な取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1)杉並区の債権の管理に関する条例の制定 ・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2)納付の利便性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3)民間資源の活用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
3 収入未済額・不納欠損額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1)収入未済額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)不納欠損額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4 監査対象債権について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1)収入未済の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(2)収入未済対策の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
ア 徴収計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
イ 研修、マニュアル、徴収体制 ・・・・・・・・・・・・・・	18
ウ 収入未済を発生させない取組 ・・・・・・・・・・・・・・	19
エ 収入未済縮減に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・	21
督促・催告・納付交渉 ・・・・・・・・・・・・・・・	21
	23
長期滞納者及び高額滞納者・・・・・・・・・・・・・・・・	24
民間資源の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
組織間の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
オ 執行(徴収)停止及び不納欠損 ・・・・・・・・・・・・・	27
第3 監査結果	29
1 総括(基本的な評価) ・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2 意見・要望 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

A Armada a	// 凸
~~**	쎎
	r:::IIII

資料1	収入未済対策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
資料 2	納付センター業務実績(平成 20~23 年度) ・・・・・・・・・・・・	58
資料3	債権管理回収等業務の委託実績(平成21~23年度)・・・・・・・・・・	59
資料4	杉並区の債権の管理に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・	60

第1 監査の範囲

1 テーマ選定の趣旨

特別区税収入が平成 19 年度以降 5 年連続で減少するなど大変厳しい財政状況にあって、区が新たな基本構想の実現に向け総合計画を着実に進める上で、安定した歳入の確保は極めて重要な課題である。

しかし、収入未済総額は、平成 21 年度以降一般会計と特別会計とを合わせて毎年度 100 億円を超える規模にまで増大している。平成 23 年度でみると収入未済の約 86%は特別区税及び国民健康保険料が占めているが、保育園費負担金、住宅使用料、貸付金返還金などの債権についても、歳入の確保、負担の公平性の観点から見過ごすことはできない。

そこで、収入未済対策を本監査のテーマとし、区の主な債権の収入未済 縮減の取組について検証することとした。

2 監査の視点

- [1]収入未済を発生させないための取組はどのように行われているか。
- [2]収入未済に対する滞納整理はどのように行われているか。
- [3]不納欠損処分は適時適正に行われているか。

3 監査の実施期間、対象債権及び方法

(1)実施期間

平成 24年 10月 25日から平成 25年 4月 26日まで

(2)対象債権及び対象部局

次表に掲げる対象債権について原則として平成 23 年度の対象部局に おける収入未済縮減の取組を監査の対象とした。

対 象 債 権	監 査 対 象 部 局		
特別区民税(特別徴収分)	区民生活部 課税課		
軽自動車税	区式主治部 辣枕辣		
特別区民税(普通徴収分)	区民生活部 納税課		
生業資金貸付金返還金	保健福祉部 管理課		
福祉人材修学資金貸付金返還金			
国民健康保険料			
(国保)一般被保険者返納金	保健福祉部 国保年金課		
後期高齢者医療保険料			
老人福祉費負担金	保健福祉部 高齢者在宅支援課		

対 象 債 権	監 査 対 象 部 局		
介護保険料	保健福祉部 介護保険課		
保育園費負担金			
民営保育園費負担金	/P/碑 7亩 7L 立7 /P		
幼稚園使用料	保健福祉部 保育課 		
子供園使用料			
学童クラブ費負担金	保健福祉部 児童青少年課		
生活保護費弁償金			
生活保護費過年度返還金	 保健福祉部 杉並福祉事務所		
応急小口資金貸付金返還金	体性性性的 炒业性性事物的		
女性福祉資金貸付金返還金			
区営住宅使用料			
区民住宅使用料	都市整備部 住宅課		
高齢者住宅使用料			
奨学資金貸付金返還金	教育委員会事務局 学務課		

(3) 監査の方法

ア 各債権の概要及び収入未済縮減に向けての課題と取組などについて、 所管課からの説明聴取

平成 24 年 12 月 12 日

対象:区民生活部課税課、納税課、保健福祉部高齢者在宅支援課、 介護保険課、保育課

平成 24 年 12 月 13 日

対象:保健福祉部国保年金課、児童青少年課、杉並福祉事務所、 都市整備部住宅課、教育委員会事務局学務課

平成 24 年 12 月 21 日

対象:保健福祉部管理課

イ 資料調査

各債権の概要及び収入未済縮減に向けた取組などについて、調査票 により調査するとともに関係資料を徴収

平成 24年11月22日から平成25年4月26日

第2 監査対象の概要

1 地方公共団体の債権の概要

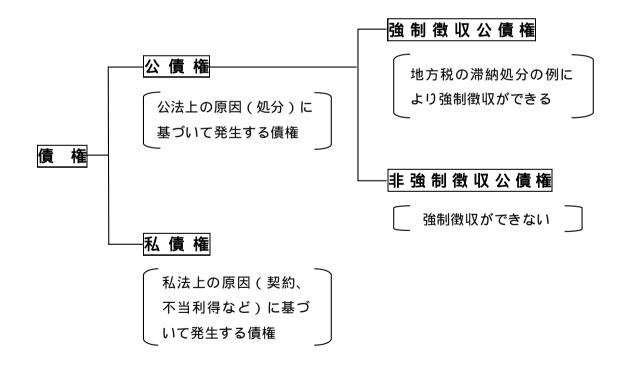
(1)地方公共団体の債権とは

地方公共団体の債権は、地方自治法(以下「自治法」という。)第240条第1項において、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利と規定されている。また、公有財産、物品及び基金とともに自治法第237条第1項に定める地方公共団体の財産を成すものの一つである。

(2)地方公共団体の債権の分類

地方公共団体の債権は、公法上の原因(処分)に基づいて発生する債権(以下「公債権」という。)と私法上の原因(契約、不当利得など)に基づいて発生する債権(以下「私債権」という。)に分類される。

さらに、公債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの (以下「強制徴収公債権」という。)と強制徴収できないもの(以下「非 強制徴収公債権」という。)に分類される。



強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権の主な違いは、下表のとおりである。

		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私 債 権	
発生原因		公法上の原因(処分)に	基づいて発生	私法上の原因(契約、不 当利得など)に基づいて 発生	
督	促	納期限までに納付しない 督促が必要	場合は期限を指定して	期限を指定 して督促が 必要	
財産記 権限	周査の	質問・検査及び捜索の 権限がある	財産調査の権限がない		
滞納領強制執	処分・ 執行等	滞納処分により自ら強 制徴収 ¹ できる	訴訟、強制執行 ² なる 必要	どの民事上の法的手続が	
時効	期間	原則 5年 国民健康保険料、後期高 介護保険料は2年	高齢者医療保険料 、	民法その他の法律による 民法では原則として 10 年	
	中断事由	督促、差押え、債務の承	認(一部納付など)など		
執行的徴収係	-	一定の要件に該当する 場合は執行停止 ³ で きる	一定の要件に該当する	場合は徴収停止 ⁴できる	
		時効完成 (時効の援用が不要)		時効完成 (時効の援用が必要)	
不納力	7損	執行停止(3年間継続 又は即時)による納入 義務消滅	債権の放棄 ⁵ 債権の免除 ⁶		

- 1 強制徴収…強制徴収公債権について、滞納処分の手続により国又は公共団体の 債権を強制的に取り立てること
- 2 強制執行…非強制徴収公債権及び私債権について、裁判所の力を借りて強制的 にその内容を実現する手続
- 3 執行停止…滞納者に滞納処分できる財産がない場合などに、滞納処分の執行を 停止すること 一定の要件に該当する場合に、即時又は停止期間が3年間継続したと きに納入義務が消滅
- 4 徴収停止…債務者が所在不明で、差押財産の価額が強制執行費用を超えないため、その徴収が著しく困難である場合などに、その債権の徴収を停止すること
- 5 債権の放棄…債権の消滅時効が完成し、債務者が時効の援用をする見込みがあるときなどに、債権を消滅させるもの
- 6 債権の免除…天災その他特別の事情により債務の履行が特に困難な場合などに、 債権を消滅させるもの

監査対象債権を強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権に分類すると、 下表のとおりである。

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私 債 権
監査の	強制徴収公債権 特別区民税(特別徴収分) 特別区民税(普通徴収分) 軽自動車税 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 保育園費負担金 民営保育園費負担金	非強制徴収公債権 幼稚園使用料 子供園使用料 学童クラブ費負担金 老人福祉費負担金 区営住宅使用料 区民住宅使用料 区民住宅使用料 高齢者住宅使用料 生活保護費弁償金	私債権 生業資金貸付金返還金福祉人材修学資金貸付金返還金応急小口資金貸付金返還金女性福祉資金貸付金返還金奨学資金貸付金返還金(国保)一般被保険者返納金
		生活保護費過年度返還金	

これらの債権については、私債権とする考え方もあるが、本監査では非強制徴収公債権に分類した。

2 債権管理に係る区の主な取組

この 10 年を振り返ると、区は折々の行財政改革実施プランに「財源の確保と負担の公平化」を掲げ、各債権の収納率の向上などに取り組んできた。 平成 13 年度以降における債権管理、収入未済の縮減に向けた主な取組は次のとおりである。

(1) 杉並区の債権の管理に関する条例の制定(平成14年3月)

区の債権の管理の適正を期すための一般的基準として、他の法令などに特別の定めがない債権に係る督促、強制執行、徴収停止、免除、放棄などを規定した杉並区の債権の管理に関する条例(以下「債権管理条例」という。)を制定し、平成14年3月19日から施行した。

(2)納付の利便性の向上

コンビニ収納(平成 15 年 6 月) 及びモバイルレジ(平成 22 年 4 月) による収納の導入

収納窓口の拡充による納付の利便性の向上と収納率の向上を目的に国 民健康保険料を対象に全国に先駆けてコンビニ収納を導入した。その後、 平成 18 年 5 月に軽自動車税、同年 6 月に特別区民税(普通徴収分)に ついて導入した。

特別区民税(普通徴収分) 軽自動車税及び国民健康保険料について、納付方法の多様化による利便性の向上と収納率の向上を目的に、モバイルレジ による収納を開始した。

モバイルレジ…納付書に印刷されたバーコードを携帯電話のカメラで読み取り、インターネット上の銀行取引を利用して納付を行う方法

(3)民間資源の活用

ア 債権管理回収等業務の委託(平成 19 年 11 月)

杉並行政サービス民間事業化提案制度のモデル事業として、徴収事務に民間のノウハウを活用し、効率的に実施するため、奨学資金貸付金返還金を対象に、民間の債権回収事業者に償還の勧奨及び分割納付の相談などの業務を委託した。平成22年1月には生業資金貸付金返還金及び女性福祉資金貸付金返還金について委託を拡大した。

イ 杉並区納付センターの設置(平成 20 年 10 月)

区民に自主的な納付を促す電話案内業務を行う杉並区納付センター (以下「納付センター」という。)を庁舎(2階納税課)内に設置し、 債権回収に係る専門性を有する民間事業者に業務を委託した。平成20 年10月に特別区民税(普通徴収分)、軽自動車税、国民健康保険料、 介護保険料及び保育園費負担金などについて業務を開始し、平成23 年9月に奨学資金貸付金返還金を対象に加えた。

3 収入未済額・不納欠損額の推移

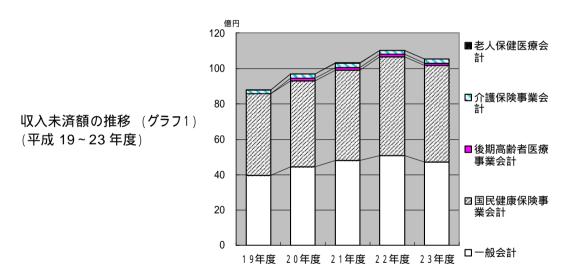
(1)収入未済額の推移

過去5年間の推移をみると、収入未済額は年々増加し、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、平成21年度に100億円を、平成22年度には110億円を超えた。平成23年度は、低下傾向にあった特別区税の収入率(対調定)や国民健康保険などの各保険事業の保険料(以下「各保険料」という。)の収入率が若干上向いたことなどにより平成22年度と比べて5億170万円余(4.5%)減の105億3,389万円余となったものの、依然として100億円を超える規模で推移している。(表1)

会計別でみると国民健康保険事業会計の収入未済額が最も大きく、平成23年度では全体の51.5%を占めており、次いで一般会計が44.9%、介護保険事業会計が2.1%、後期高齢者医療事業会計が1.4%となっている。(グラフ1)

平成 23 年度における一般会計の収入未済額の内訳は、特別区民税など特別区税が 76.3%、次いで生活保護費弁償金など諸収入が 22.1%、保育園費負担金など分担金及び負担金が 1.0%、区営住宅使用料など使用料及び手数料が 0.6%などとなっている。(グラフ2)

国民健康保険事業会計をはじめとする特別会計の収入未済は、各保険料である。



一般会計款別収入未済比率 (グラフ2) (平成 23 年度) 財産収入 0.0% 使用料及 び手数料 0.6% 分担金及 び負担金 1.0%

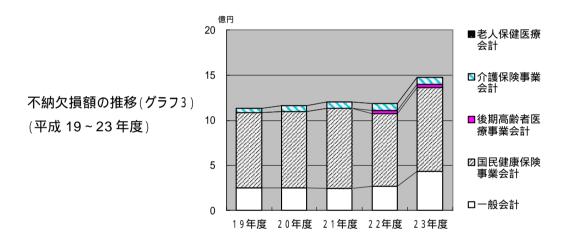
(2)不納欠損額の推移

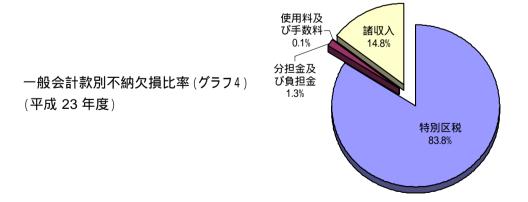
一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は、平成 19 年度から平成 22 年度までは 11~12 億円で推移していたが、平成 23 年度に 14 億円を超えた。(表 1)

会計別でみると、国民健康保険事業会計の不納欠損額が最も大きく、平成23年度では全体の63.0%を占めており、次いで一般会計が29.4%、介護保険事業会計が5.2%、後期高齢者医療事業会計が2.4%となっている。(グラフ3)

平成 23 年度における一般会計の不納欠損額の内訳は、特別区税が83.8%、次いで諸収入が14.8%、分担金及び負担金が1.3%、使用料及び手数料が0.1%となっている。(グラフ4)

国民健康保険事業会計をはじめとする特別会計の不納欠損額は、各保険料がほぼ100%を占めている。





調定額、収入済額、収入未済額及び不納欠損額の推移(平成 19~23 年度) (表1)

(単位:円、%)

		10年度	20万亩	2.4左座	11/左座	(単位:円、%)
	ᆂᄪ	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
$ _{\perp} $	調定額	164,242,835,692	164,403,360,523	161,368,518,208	166,904,365,707	165,071,364,046
	収入済額	160,040,339,392	159,712,899,861	156,326,092,869	161,578,314,903	159,905,862,523
	(収入率)	(97.4)	(97.1)	(96.9)	(96.8)	(96.9)
	収入未済額	3,953,752,910	4,441,048,894	4,800,614,689	5,062,014,379	4,733,471,681
	(収入未済率)	(2.4)	(2.7)	(3.0)	(3.0)	(2.9)
般	特別区税	3,095,623,430	3,517,925,206	3,824,415,907	3,949,762,447	3,611,619,850
73.2	分担金及び負担金	53,974,706	52,706,773	53,447,686	51,240,683	48,328,173
	使用料及び手数料	8,634,005	11,891,117	17,987,225	24,815,170	27,708,377
	国庫支出金	0	0	0	37,040,499	0
	都支出金	0	0	122,790	50,660	0
会	財産収入	0	0	0	0	48
	諸収入	795,520,769	858,525,798	904,641,081	999,104,920	1,045,815,233
	不納欠損額	254,523,563	252,431,820	246,609,287	269,340,176	434,892,611
	特別区税	205,411,004	208,531,882	195,120,079	212,946,112	364,510,861
	分担金及び負担金	4,033,350	7,897,526	5,286,210	4,726,878	5,816,150
計	使用料及び手数料	179,835	149,800	460,530	547,495	416,615
	諸収入	44,899,374	35,852,612	45,742,468	51,119,691	64,148,985
会国	調定額	56,971,915,473	54,911,561,235	54,838,542,708	54,797,624,581	57,676,675,218
民健	収 入 済 額	51,547,649,434	49,237,374,859	48,862,772,711	48,437,349,119	51,343,503,260
康	(収入率)	(90.5)	(89.7)	(89.1)	(88.4)	(89.0)
保	収入未済額	4,616,159,645	4,856,366,438	5,111,480,541	5,579,689,154	5,426,735,862
険事	(収入未済率)	(8.1)	(8.8)	(9.3)	(10.2)	(9.4)
計業	不納欠損額	830,264,710	843,642,388	887,452,138	804,767,413	930,881,590
介	調 定 額	27,056,101,851	28,183,838,077	28,916,920,081	30,406,712,656	31,723,536,683
護保	収 入 済 額	26,804,985,840	27,888,947,456	28,612,287,512	30,103,150,639	31,432,525,772
険	(収入率)	(99.1)	(99.0)	(98.9)	(99.0)	(99.1)
事	収入未済額	212,863,261	236,943,499	243,783,069	236,231,388	221,841,591
業会	(収入未済率)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.7)
計	不納欠損額	45,842,500	65,495,452	68,342,470	75,299,379	77,372,010
事後	調定額		9,379,057,376	10,280,888,649	10,603,348,434	11,134,897,795
期	収 入 済 額		9,246,285,144	10,138,646,949	10,427,300,234	10,957,876,295
業高	(収入率)		(98.6)	(98.6)	(98.3)	(98.4)
緞 会者	収入未済額		146,351,032	154,726,300	152,294,000	151,842,000
云 包	(収入未済率)		(1.6)	(1.5)	(1.4)	(1.4)
計療	不納欠損額		0	0	37,084,600	35,575,600
老	調定額	38,097,520,649	4,248,118,952	556,323,554	43,865,505	
人保	収 入 済 額	38,092,166,750	4,242,050,189	550,237,282	38,367,724	
健	(収入率)	(100.0)	(99.9)	(98.9)	(87.5)	
医	収入未済額	5,353,899	6,068,763	5,539,919	5,366,339	
療	(収入未済率)	(0.0)	(0.1)	(1.0)	(12.2)	
会計	不納欠損額	0	0	546,353	131,442	
	入未済額合計	8,788,129,715	9,686,778,626	10,316,144,518	11,035,595,260	10,533,891,134
	納欠損額合計	1,130,630,773	1,161,569,660	1,202,950,248	1,186,623,010	1,478,721,811
<u> </u>	H. H.	.,,,	.,,	.,_02,000,270	., . 55,525,610	1, 11 0,1 2 1,0 1 1

⁽注) 収入済額は還付未済額を含む。

4 監査対象債権について

(1)収入未済の状況

参考に各債権の収入未済者数を表の下に記載した。(原則として平成 23 年度末時点の実人数 又は概数。「延べ」は、同一人を別集計した現年度分と滞納繰越分との合算である場合。)

[強制徴収公債権]

特別区民税 (特別徴収分)

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	36,160,516,925	36,904,864,661	38,482,283,611	37,617,983,890	37,037,494,400
不	納欠	損 額	15,740,074	15,326,515	27,992,851	24,935,851	18,451,955
収	入未	済 額	210,215,109	216,328,015	232,474,751	207,445,461	179,545,107
収	入 未	済 率	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5

平成 23 年度の収入未済者数 特別徴収義務者 約 1,600 人

特別区民税(普通徴収分)

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	26,891,913,957	26,537,533,400	24,934,765,992	22,435,944,315	22,016,206,419
不	納欠損	額	185,237,830	189,344,954	163,499,210	184,188,961	342,853,875
収	入 未 済	額	2,857,700,590	3,275,165,642	3,566,105,925	3,716,895,281	3,406,257,674
収	入未済	率	10.6	12.3	14.3	16.6	15.5

平成 23 年度の収入未済者数 約 31.500 人

- ・特別徴収分と普通徴収分とを合わせた特別区民税の調定額は、リーマンショックの影響などによる区民所得の減少に伴い、平成 21 年度以降減少している。また、平成 21 年 10 月から年金特別徴収が開始されたことにより、特別徴収分の割合が増大している。
- ・ 普通徴収分は、平成20年10月から納付センターによる電話での納付案内などを実施している。
- ・ 収入未済額は、特別徴収分が平成 21 年度、普通徴収分が平成 22 年度にこの 5 年間で最大となり、その後減少している。
- ・ 収入未済率は、特別徴収分、普通徴収分ともに平成23年度に低下している。
- ・ 平成23年度の特別区民税の収納率は93.3%(現年度分97.9%、滞納繰越分29.0%)で、23 区中4番目である。

軽自動車税

(単位:円、%)

					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調		定		額	165,996,000	164,507,500	162,990,331	160,537,831	157,736,031
不	納	欠	損	額	4,433,100	3,837,700	3,549,100	3,821,300	3,205,031
収	入:	未	済	額	27,606,100	26,352,631	25,835,231	25,312,731	25,763,900
収	入:	未	済	率	16.6	16.0	15.9	15.8	16.3

平成 23 年度の収入未済者数延べ 約 6,600 人(未納車両 約 12,800 台)

- ・ 調定額は、賦課台数の減少などにより4年連続で減少している。
- ・ 平成20年10月から納付センターによる納付の案内を実施している。
- ・ 収入未済額及び収入未済率は、平成 22 年度まで減少していたが、平成 23 年度はやや増加している。
- ・ 平成 23 年度の軽自動車税の収納率は81.6%(現年度分94.1%、滞納繰越分15.9%)で、23 区中16 番目である。

国民健康保険料 (単位:円、%)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定 額	23,372,118,569	20,022,986,771	20,106,279,055	20,604,391,332	21,040,446,499
不	納欠損額	825,941,282	834,400,659	886,526,701	799,344,078	930,881,590
収	入 未 済 額	4,588,222,673	4,829,920,295	5,076,241,923	5,544,221,096	5,380,344,849
収	入未済率	19.6	24.1	25.2	26.9	25.6

マ成 23 年度の収入未済者数約 26.300 世帯

- ・ 調定額は、平成 20 年度の後期高齢者医療保険制度の創設に伴い減少したが、平成 21 年度から増加している。
- ・ 平成20年10月から納付センターによる電話での納付案内などを実施している。
- ・ 収入未済額は、平成 22 年度まで 3 年連続で増加し、平成 21 年度以降は毎年 50 億円を超えている。平成 23 年度は前年度より減少したものの 53 億 8,034 万円余と、区全体の収入未済額の 51.5%を占めている。
- ・ 収入未済率は、平成20年度以降は25%前後となっている。
- ・ 平成 23 年度の国民健康保険料の収納率は、現年度分は83.0%で23 区中12番目、滞納繰越分は30.3%で同6番目である。

後期高齢者医療保険料

(単位:円、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調 定 額		5,326,094,300	5,468,012,532	5,755,851,100	5,845,178,500
不納欠損額		0	0	37,084,600	35,575,600
収入未済額		146,351,032	154,726,300	152,294,000	151,842,000
収入未済率		2.7	2.8	2.6	2.6

平成 23 年度の収入未済者数 ^{*} 延べ 約 3,600 人

- ・ 調定額は、被保険者数の増加に伴い3年連続で増加し、年金からの特別徴収分の割合は平成 23年度は47.3%である。
- ・ 収入未済額は2年連続で減少している。収入未済率は平成22年度以降低下傾向にある。
- ・ 平成 23 年度の後期高齢者医療保険料の収納率は 96.8%(現年度分 98.6%、滞納繰越分 29.2%)で、23 区中 13 番目である。

介護保険料 (単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	客	5,656,947,395	5,809,845,870	5,519,524,390	5,539,541,960	5,566,970,060
不	納欠	、損 額	45,842,500	65,212,840	68,339,040	70,716,520	77,361,570
収	入未	済額	207,804,950	232,170,880	238,894,270	234,978,360	220,440,520
収	入未	: 済 率	3.7	4.0	4.3	4.2	4.0

平成 23 年度の収入未者数 延べ 約 10,500 人

- ・ 調定額は、1号被保険者数は毎年増加しているが、平成21年度の介護保険料額引下げにより平成21年度以降は55億円台と横ばいで推移している。年金からの特別徴収分の割合は平成23年度は84.2%である。
- ・ 平成20年10月から納付センターによる電話での納付案内などを実施している。
- ・ 収入未済額及び収入未済率はともに平成21年度を境に減少に転じている。
- ・ 平成23年度の介護保険料の収納率は94.7%(現年度分98.0%、滞納繰越分17.9%)で、23区中3番目である。

保育園費負担金

(単位:円、%)

							(+12:13(70)
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	982,107,778	996,723,926	1,043,617,736	1,040,919,826	1,053,742,556
不	納欠	損 額	1,279,400	2,031,890	2,408,550	2,458,500	3,112,250
収	入 未 🤄	済 額	28,299,176	28,647,566	29,508,896	28,423,146	27,167,226
収	入 未 🧎	済 率	2.9	2.9	2.8	2.7	2.6

平成 23 年度の収入未済者数 延べ 337 人

民営保育園費負担金

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	280,005,060	290,493,500	307,675,610	318,744,280	354,028,290
不	納欠	損 額	792,550	1,108,350	1,845,660	1,117,850	1,423,400
収	入未	済 額	14,895,130	15,953,480	13,859,210	12,399,310	10,962,190
収	入未	済 率	5.3	5.5	4.5	3.9	3.1

平成 23 年度の収入未済者数 延べ 154 人

- ・ 保育園費負担金と民営保育園費負担金とを合わせた調定額は、待機児童対策による定員の増などに伴い4年連続で増加しており、平成20年10月から納付センターによる電話での納付案内などを実施している。
- ・ 収入未済額及び収入未済率はともに減少傾向にあり、平成23年度はこの5年間で最小となっている。
- ・ 民営保育園費負担金は保育園費負担金に比べて収入未済率が高い傾向にあるが、平成 21 年度 以降その差は縮小している。

「非強制徴収公債権]

幼稚園使用料

(単位:円、%)

				平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	客	Ą	51,240,000	51,136,000	49,832,000	37,728,000	20,992,000
不	納欠	損額	Ĭ	72,000	136,000	120,000	320,000	320,000
収	入未	済 額	Ă	1,584,000	1,240,000	1,232,000	952,000	776,000
収	入未	済 琌	<u> </u>	3.1	2.4	2.5	2.5	3.7

「 平成 23 年度の収入未済者数 ⁾ 延べ 28 人

子供園使用料

(単位:円、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額				16,447,000	35,131,000
不納欠損額				0	0
収入未済額				264,000	930,500
収入未済率				1.6	2.6

(注) 調定額に一時保育料は含まない。

平成 23 年度の収入未済者数 延べ 23 人

- ・ 平成 21 年度に 6 園あった区立幼稚園は平成 22 年度から子供園へ順次移行し、平成 23 年度は 幼稚園 2 園・子供園 4 園となっている。
- ・ 子供園への移行などに伴い、幼稚園使用料の調定額及び収入未済額は平成 21 年度以降減少しているが、収入未済率は低下していない。
- ・ 子供園使用料の調定額、収入未済額及び収入未済率は増加している。

学童クラブ費負担金

(単位:円、%)

				平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	客	Ĭ	92,832,000	92,868,000	94,251,000	99,004,500	101,097,000
不	納欠	損客	Ą	988,500	822,000	601,500	769,500	832,500
収	入 未	済客	Ĭ	5,289,000	5,271,000	5,902,500	6,096,000	5,848,500
収	入未	済革	<u>«</u>	5.7	5.7	6.3	6.2	5.8

「平成 23 年度の収入未済者数」 延べ 336 人

- ・ 調定額は、第二学童クラブの開設などによる定員の増に伴い4年連続で増加し、平成23年度には1億円を超えている。
- ・ 収入未済額は増加傾向にあったが、平成23年度はやや減少している。
- ・ 収入未済率は毎年6%前後で推移している。

老人福祉費負担金

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	45,319,814	42,503,717	38,735,163	37,732,129	39,826,942
不	納欠	損 額	0	3,935,286	430,500	381,028	348,000
収	入未	済 額	4,973,482	2,385,463	3,740,463	3,779,165	3,864,545
収	入未	済 率	11.0	5.6	9.7	10.0	9.7

「平成 23 年度の収入未済者数 14 人

- ・ 養護老人ホーム入所措置対象者の措置に要する費用を徴収するものである。
- ・ 平成 20 年度に 393 万円余を不納欠損処理した後は、収入未済額は増加傾向にあり、収入未済 率は 10%前後で推移している。

区営住宅使用料

(単位:円、%)

				平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	1	頂	288,569,875	302,030,605	304,446,475	319,627,310	332,894,290
不	納欠	損	湏	0	0	0	0	0
収	入未	済	湏	4,719,375	7,454,125	12,686,005	18,451,420	22,317,430
収	入未	済	枢	1.6	2.5	4.2	5.8	6.7

「平成 23 年度の収入未済者数) 延べ 160 人)

- ・ 調定額は、区営住宅戸数の増加などに伴い4年連続で増加している。
- ・ 収入未済額及び収入未済率は、4年連続で増加しており、平成23年度は平成19年度と比べ、それぞれ4.7倍、5.1ポイントの増となっている。

区民住宅使用料 (単位:円、%)

				平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	7	定	額	87,872,230	89,051,750	92,956,070	85,668,110	80,633,170
不	納	欠	損額	0	0	0	0	0
収	入	未	済 額	375,400	1,471,700	2,520,200	3,710,010	2,075,900
収	入:	未	済 率	0.4	1.7	2.7	4.3	2.6

· 平成 23年度の収入未済者数 3人

- ・ 調定額は、使用者の減少により平成 21 年度を境に減少に転じ、平成 23 年度はこの 5 年間で最小となっている。
- ・ 収入未済額及び収入未済率は、平成22年度まで3年連続で増加していたが、平成23年度は減少に転じている。

高齢者住宅使用料

(単位:円、%)

				平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	18/1	預	78,120,900	78,524,300	76,318,300	76,203,225	76,286,345
不	納欠	損額	預	0	0	298,600	0	0
収	入未	済	預	937,100	1,246,400	1,020,745	1,128,525	1,377,045
収	入未	. 済 2	枢	1.2	1.6	1.3	1.5	1.8

「平成 23 年度の収入未済者数⁾ 延べ 25 人

- ・ 調定額は、使用料の額改定がされたことにより、平成 21 年度以降 7,600 万円台で推移している。
- ・ 収入未済額及び収入未済率は、全体として増加傾向にある。

生活保護費弁償金

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	468,872,377	579,703,062	604,248,524	699,739,730	739,602,799
不	納欠	損 額	17,700,423	11,766,472	27,416,946	25,123,164	37,695,946
収	入未	済 額	384,082,207	447,566,213	487,306,137	572,803,181	598,203,010
収	入 未	済 率	81.9	77.2	80.6	81.9	80.9

平成 23 年度の収入未済者数 775 人

- ・ 生活保護費を受給後に、官公署や銀行への調査などで、年金の遡及受給や収入の未申告が判明したことなどにより減額又は取消しをされた生活保護費相当額の返還を求めるものである。
- ・ 調定額及び収入未済額は4年連続で増加し、平成23年度の収入未済額は5億9,820万円余に 上っており、収入未済率は約8割と高い比率となっている。

生活保護費過年度返還金

(単位:円、%)

				平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	客	Ĭ	107,721,137	104,798,818	105,584,053	119,820,933	138,824,283
不	納欠	損額	Į	13,209,755	13,326,828	15,264,475	10,039,983	10,902,506
収	入未	済	Į	79,576,195	78,094,816	79,737,937	95,675,559	110,743,143
収	入 未	済፮	率	73.9	74.5	75.5	79.8	79.8

(平成 23 年度の収入未済者数^{1,364} 人

- ・ 生活保護費の遡及変更により、過払となった生活保護費相当額の返還を求めるもので、当該年 度に戻入されず翌年度に繰り越されたものである。
- ・ 調定額及び収入未済額は3年連続で増加し、平成22年度以降の増加幅が大きくなっており、 収入未済率は上昇傾向にある。

[私債権]

生業資金貸付金返還金

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	121,341,036	103,358,823	92,108,677	82,186,119	64,711,492
不	納欠	損 額	7,693,180	6,361,020	1,533,110	9,377,490	5,646,280
収	入未	済 額	101,832,703	91,314,296	81,967,259	64,419,292	52,206,779
収	入未	済 率	83.9	88.3	89.0	78.4	80.7

・ 平成 23 年度の収入未済者数 [・] 88 人

- ・ 平成 22 年度から新たな貸付けを行っていないことなどから調定額は減少している。平成 23 年度の調定額は 99.5% が滞納繰越分となっている。
- ・ 平成22年1月から債権管理回収等業務の委託を実施している。
- ・ 収入未済額は4年連続で減少しており、収入未済率は平成22年度及び平成23年度において低下がみられる。

福祉人材修学資金貸付金返還金

(単位:円、%)

				平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	客	<u></u>	17,982,732	14,574,540	12,311,190	10,628,632	8,808,664
不	納欠	損割	Ĭ	0	0	0	0	0
収	入未	済 割	Ĭ	8,269,508	8,712,168	8,847,564	8,299,064	8,225,264
収	入未	済 琌	<u>«</u>	46.0	59.8	71.9	78.1	93.4

「平成 23 年度の収入未済者数 ⁾

- ・ 平成 14 年度から新たな貸付けを行っていないことから調定額は減少している。平成 23 年度の 調定額は 94.2% が滞納繰越分となっている。
- ・ 収入未済額は平成 21 年度を境に減少に転じたが、収入未済率は調定額の減少に伴い上昇している。

応急小口資金貸付金返還金

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	55,214,170	47,837,500	51,600,745	56,172,525	55,467,000
不	納欠	損 額	5,757,000	2,578,000	767,245	1,102,000	879,000
収	入未	済 額	41,484,100	40,043,845	44,295,800	47,541,800	48,449,000
収	入未	済 率	75.1	83.7	85.8	84.6	87.3

平成 23 年度の収入未済者数 943 人

- ・ 平成 23 年度の調定額に占める新たに償還が始まる貸付金の割合は 14.3%であり、滞納繰越分の割合は 85.7%である。
- ・ 収入未済額は平成 21 年度から 3 年連続で増加しており、収入未済率は平成 22 年度にわずかに 低下したが、全体として上昇傾向にある。

女性福祉資金貸付金返還金

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	67,315,202	65,573,650	66,872,381	65,510,483	61,820,558
不	納欠	損 額	0	0	0	3,098,449	2,275,028
収	入未	済 額	51,831,409	51,772,539	50,395,531	45,569,594	40,441,150
収	入未	済 率	77.0	79.0	75.4	69.6	65.4

「平成 23 年度の収入未済者数) 86 人

- ・ 平成 23 年度の調定額に占める償還が新たに始まる貸付金の割合は 26.3% であり、滞納繰越分 の割合は 73.7% である。
- ・ 平成22年1月から債権管理回収等業務の委託を実施している。
- ・ 収入未済額は4年連続で減少傾向し、収入未済率は平成21年度以降低下している。

奨学資金貸付金返還金

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	額	185,407,630	200,810,420	212,913,814	230,708,561	237,095,245
不	納欠	損 額	0	0	0	0	549,600
収	入未	済 額	104,437,230	117,044,805	128,026,650	141,053,795	147,898,175
収	入未	済 率	56.3	58.3	60.1	61.1	62.4

平成 23 年度の収入未済者数 528 人

- ・ 平成 23 年度の調定額に占める償還が新たに始まる貸付金の割合は 41.8%であり、滞納繰越分 の割合は 58.2%である。
- ・ 平成 19 年 11 月から債権管理回収等業務の委託を、平成 23 年 9 月から納付センターによる電話での納付案内などを実施している。
- ・ 収入未済額及び収入未済率は4年連続で増加している。

(国保)一般被保険者返納金

(単位:円、%)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調	定	客	49,957,861	53,585,529	58,959,628	61,805,861	77,656,884
不	納欠	損額	4,301,316	9,241,729	919,119	5,423,335	0
収	入未	済 額	27,878,355	26,392,983	34,795,075	34,993,283	45,837,785
収	入未	済 琌	55.8	49.3	59.0	56.6	59.0

(注) 調定額は、当該債権が発生した年度の戻入金額を含む。平成 23 年度の戻入金額は 17,884,431 円である。

平成 23 年度の収入未済者数 1,529 人

- ・ 国民健康保険の資格喪失後に被保険者証を使用して、保険給付を受けたため不当利得となった分などの返還を求めるものである。
- ・ 平成 23 年度の調定額に占める現年度分の割合は 29.7%であり、滞納繰越分の割合は 70.3% である。
- ・ 収入未済額は3年連続で増加しており、収入未済率は平成21年度以降50%台後半で推移している。

(2)収入未済対策の現況

所管課長からの説明聴取及び調査により把握した収入未済対策の現況を次に述べることとする。(なお、各監査対象債権の取組などについては、資料1「収入未済対策の概要」としてまとめ、資料編に添付した。)

ア 徴収計画

各債権の収入未済対策に当たり、年間の目標や取組の方針、計画が立てられているかについて検証した。

特別区民税(普通徴収分)では、課のチャレンジプランに数値目標を設定した上で、催告などの対象や時期などを具体的に定めた年間の徴収計画を立て、計画に基づく取組を進めている。

特別区民税(特別徴収分) 軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、保育園費負担金及び民営保育園費負担金では、年間計画が具体的に立てられているものの、目標については「収入未済の縮小を図り税負担の公平を確保する」、「徴収率の上昇」などの抽象的な表現にとどまっている。

また、それ以外の債権の計画は「年2回文書にて督促・催告」など具体性に 乏しく、目標についても「償還率の向上」など抽象的なものとなっている。

イ 研修、マニュアル、徴収体制

徴収事務を適切に行うための知識やノウハウの習得及び徴収体制について検証した。

強制徴収公債権である特別区税や各保険料は、徴収事務に必要な知識・ノウハウを習得するための職場研修に加え、東京都主税局や東京都国民健康保険団体連合会の実務研修などの研修機会が比較的多く設けられており、担当職員はこれらに参加している。また、研修資料などを含めてマニュアルが備えられ、徴収事務に関する知識・ノウハウを共有し蓄積するなど組織全体の事務処理水準の底上げに努めており、徴収体制も比較的整備されている。特別区民税(普通徴収分)では国税庁の退職者を嘱託員として採用し、その徴収に係る知識・経験を業務に活用するとともにノウハウの吸収に努めている。

奨学資金、生業資金及び福祉人材修学資金の各貸付金返還金については、 職員が特別区職員研修所の専門研修(「自治体債権の管理・回収」)を受講し、 徴収事務に関する基本的な事項が記載された研修テキストを業務マニュア ルとして使用している。

保育園費負担金及び区営住宅使用料などでは、徴収事務に関する専門研修の受講の実績はないが、徴収事務に関する基本的な事項が記載された「滞納

整理事務の手引」((財)東京税務協会)又はマニュアルが備えられている。 それ以外の債権では、徴収事務に関する研修やマニュアルの整備、ノウハウ の共有も不十分な状態にある。

また、徴収体制をみると納付対象者が少数であるなど債権の規模が比較的 小さいため、1~2名の職員で徴収事務が行われている債権が少なくない。

ウ 収入未済を発生させない取組

各債権の納付啓発、納付方法及び減免制度の運用状況について検証した。

納付啓発

いずれの債権においても、納付者に制度や納付に関する理解を求める取組が、窓口での説明や広報紙、対象者向けの文書、パンフレット及びホームページなどで行われている。

その中で独自の工夫をしているケースもみられた。例えば、軽自動車税では廃車などの手続が、国民健康保険料では資格喪失の届出が、適正に行われず収入未済発生の要因となっているため、通知書など発送の際に制度や手続などを説明した文書を同封している。また、介護保険料は 65 歳、後期高齢者医療保険料は 75 歳より、年金からの特別徴収に切り替わるのに一定の期間(半年~1年)を要し、未納となりやすいので、当該年齢到達前に制度の周知に努めている。

こうした対応にもかかわらず、依然として収入未済となるケースが少なくない。

納付環境

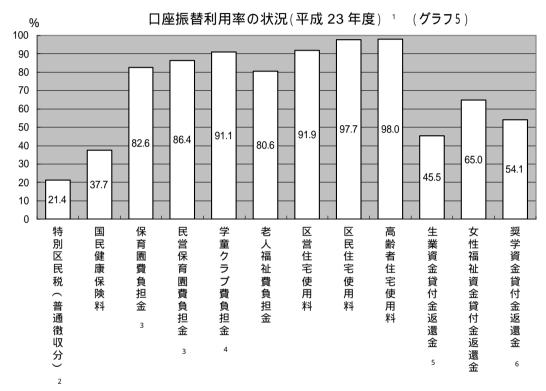
納付者にとって利便性の高い口座振替制度は、監査対象の 23 債権のうち、特別区民税(普通徴収分)や国民健康保険料、保育園費負担金や区営住宅使用料などの14債権について導入されている。

口座振替の利用割合(以下「口座振替利用率」という。)をみると、区民が自ら希望しサービスを受けている保育園などの負担金・使用料で高い傾向にある。口座振替を原則としている学童クラブ費負担金や区営住宅使用料などは90%台と高く、生業資金、女性福祉資金及び奨学資金の各貸付金返還金では40~60%台である。(グラフ5)

また、より身近で手軽に納付できる方法として、特別区民税(普通徴収分) 軽自動車税及び国民健康保険料ではコンビニ収納とモバイルレジが導入されている。これらの債権における口座振替利用率は、特別区民税(普通徴収分)では 21.4%、国民健康保険料では 37.7%であり、低い水準である。

コンビニ収納による収入の割合は、特別区民税(普通徴収分)が17.3%、軽自動車税が45.9%、国民健康保険料が17.4%となっている。モバイルレジによる収入の割合は、特別区民税(普通徴収分)が0.2%、軽自動車税が0.3%、国民健康保険料が0.05%となっており、十分活用されている状況にはない。

なお、介護保険料や後期高齢者医療保険料では、過去にコンビニ収納の 導入について検討が行われたが、費用対効果などの面から見送られた経緯 がある。



- 1 年金からの特別徴収が主である介護保険料及び後期高齢者医療保険料を除く
- 2 非課税分、滞納繰越分及び口座振替不能分を除く
- 3 分母は平成23年8月時点の児童数である
- 4 分母は平成23年4月時点の児童数である
- 5 分母は収入未済者数である
- 6 口座振替不能分を除く

減額又は免除の制度

特別区税や各保険料、負担金・使用料の多くでは、納付者の所得状況などを反映した応能負担とされており、災害や疾病、生活困窮などのため納付が困難となった者に対し減免制度が取り入れられている。また、貸付金返還金においても、同様の償還免除の制度が設けられている。

減免制度では、申請が受理された後は条例などに則って審査が行われ、 処分が決定される。

平成 23 年度に減免などの適用実績があったのは、特別区民税(特別徴

収分)、特別区民税 (普通徴収分)、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育園費負担金、民営保育園費負担金、幼稚園使用料、子供園使用料、学童クラブ費負担金、区営住宅使用料及び生業資金貸付金返還金の各債権である。

エ 収入未済縮減に向けた取組

収入未済対策の中心的な取組として、催告や納付交渉が効果的に行われているか、財産調査や滞納処分の権限が適切に行使されているか、さらに、民間資源がどのように活用されているかについて検証した。

督促・催告・納付交渉

a 督促・文書催告

督促は、法令により未納者に適切な時期に発付すべきものであり、時効中断の効力を持つ重要な行政行為であるが、学童クラブ費負担金、老人福祉費負担金、生業資金貸付金返還金では督促状の発付がなされていなかった。

文書による催告は、滞納者に対して滞納があることを知らせ、納付を 促す一般的な方法であり、収入未済対策の基本となるものである。

監査対象債権の多くでは、滞納者全員又は一定の条件で抽出した滞納者に、定期、随時に催告書を納付書などとともに送付しているが、催告の時期、回数など取組の内容は各債権により異なり多様である。

特別区民税(普通徴収分)では年4回の定期催告に加え、長期にわたり滞納している者(以下「長期滞納者」という。)や滞納額が高額である者(以下「高額滞納者」という。)に対しては短い間隔で随時催告を行い、国民健康保険料や保育園費負担金などでは、該当月分の滞納者全員におおよそ毎月催告書を送付している。

他方、学童クラブ費負担金では文書催告は年1回、応急小口資金貸付金返還金などでは年2回にとどまっている。後期高齢者医療保険料では、催告の対象を4~5箇月分滞納のある者や時効完成間近の滞納者などに限定している。また、幼稚園使用料、子供園使用料ではコンピュータシステムが未導入であったことから、平成23年度まで文書催告が行われていなかった。これらは、いずれも早期の催告を的確に実施していない事例といえる。

また、後期高齢者医療保険料、応急小口資金や女性福祉資金、奨学資金の各貸付金返還金及び生活保護費弁償金などでは、催告書の作成に係るコンピュータ処理のシステム化が十分ではないことなどから、職員によるデータ編集処理などが必要となっている。

なお、文書催告をより効果的なものとする取組もみられた。例えば、 保育園費負担金では在園児の保護者に園長が催告書を直接手渡している。また、特別区民税(普通徴収分) 国民健康保険料、介護保険料、 区民住宅使用料及び女性福祉資金貸付金返還金などでは、滞納状況に応 じて催告文面や封筒の色を変えるなどの工夫がみられた。

b 電話催告

電話催告は、文書催告のように一度に多数の滞納者に対する催告を行うことができない反面、直接、滞納者の状況を聴き取りながら納付を促すとともに、個別的な納付交渉を行うことができるなど効果的な催告の方法である。

特別区民税(普通徴収分) 軽自動車税、国民健康保険料及び奨学資金貸付金返還金では、納付センターの活用が図られ、催告書送付後などに原則として滞納者全員に対して継続的に電話催告が行われている。特に特別区民税(普通徴収分)では、督促状による納付期限の前後や催告書送付後早期に電話催告をし、文書催告との相乗効果を高める計画的な取組が行われている。

また、3つの住宅使用料、福祉人材修学資金貸付金返還金では原則として滞納者全員に、生業資金貸付金返還金、女性福祉資金貸付金返還金では債権回収事業者への委託分を除いて原則として滞納者全員を対象に職員による電話催告が行われている。特別区民税(特別徴収分)では、滞納整理強化月間を設け、特別徴収係職員の応援体制を組み電話催告が行われている。

他方、保育園費負担金、民営保育園費負担金では職員により分割納付不履行者や高額滞納者を中心に電話催告が行われ、納付センターが行う電話催告の対象は過去2年度分までの滞納者などに限定されている。後期高齢者医療保険料では電話催告の対象は時効完成間近の滞納者や分割納付不履行者など限られた範囲とされている。このように電話催告の対象を限定している債権が少なからずある。

c 面談・訪問催告

面談による催告は、滞納者に直接顔を合わせて納付を促すとともに、 滞納者の事情に応じ分割納付の相談を行うなど個別具体的な納付交渉 を行うことができる効果的な方法である。

特別区民税(普通徴収分) 国民健康保険料、区営住宅使用料、区民住宅使用料では、電話又は文書催告の際に納付相談のための来所を促している。後期高齢者医療保険料では短期被保険者証を窓口交付とするこ

とで、面談催告の機会を設けている。しかし、国民健康保険料では、短期被保険者証などの対象者が多いため郵送で交付しており、面談の機会として活用されていなかった。

学童クラブ費負担金では継続入会の申請受付時に滞納者に対して館 長が口頭で催告を行っており、保育園費負担金では園長から催告書を手 渡しているが、いずれも納付交渉まではしていない。

訪問催告は、時間と労力を要するため、限定的な方法となっている。 特別区民税(普通徴収分)では文書や電話による催告に応じず、財産調査でも財産が判明しない滞納者について必要に応じて行われている。区営住宅使用料、区民住宅使用料では電話催告などで窓口への来所に応じない者に月1回程度、奨学資金貸付金返還金では区内及び近隣区市居住者に限定して年1回程度、それぞれ訪問催告が行われている。生活保護費弁償金では必要に応じてケースワーカーによる訪問の際に納付計画の作成指導が行われている。

なお、奨学資金、生業資金及び女性福祉資金の各貸付金返還金では、 職員による面談・訪問催告とは別に、文書、電話及び訪問による納付勧 奨や相談、債権回収の代行などの業務が債権回収事業者へ委託されてい る。

それ以外の債権においては、面談、訪問催告の系統だった取組はみられなかった。

財産調査・滞納処分

強制徴収公債権には、法令により財産調査の権限及び滞納処分により自 ら強制徴収できる権限が認められている。

強制徴収公債権のうち、特別区民税、国民健康保険料では、督促状による納付期限経過後、催告書の送付や納付交渉により自主的な納付を促しているが、それが見込めない場合には、法令に基づく財産調査とともに、財産差押え、公売などの滞納処分が行われている。また、納税課では特別区民税(普通徴収分)の滞納者の自宅などで直接財産を調査する捜索について平成17年度から着手しており、平成18年度から国民健康保険料に重複の滞納者がある場合は国保年金課と合同で実施されている。財産調査、滞納処分の実績は次の表のとおりである。

これに対して、軽自動車税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育 園費負担金及び民営保育園費負担金では財産調査、滞納処分はともに行わ れていない。

強制徴収公債権以外の債権については、財産調査の権限はなく、強制執行 には訴訟などの法的手続が必要となることから、財産調査、強制執行

はともに行われていない。

強制執行…裁判所による催告制度である支払督促、即日に判決が得られる少額 訴訟、確定判決が得られる通常訴訟、話し合いで解決を図る民事調停 などにより取得した債務名義に基づいて財産の差押え、競売などを強 制的に行う法的手続

財産調査・差押滞納処分実績(平成23年度)

債 権 名	対	象		財産調査	差押等
特別区民税 1	預金·生	命保険	等	1,661	23
	動	産		0	0
(特別徴収分)	不	動 産		0	0
特別区民税 2	預金·生	命保険	等	17,372	1,886
	動	産		5	2
(普通徴収分)	不	動 産		113	34
	預金·生	命保険	等	20,156	950
国民健康保険料 3	動	産	•	0	0
	不	動 産		112	1

- 1 財産調査及び差押等 は特別徴収義務者の延 べ数
- 2 財産調査は照会書の 枚数(動産は捜索件数) 差押等は滞納者の延べ 数
- 3 財産調査及び差押等 は世帯主の延べ数

財産調査は換価しやすい預金・生命保険等債権が中心に行われ、動産・ 不動産の換価にはインターネット公売 が活用されている。

インターネット公売…差し押えた不動産・動産を民間事業者が提供するインターネットによる公売システムを利用して、入札又はせり売りによって売却する方法

長期滞納者及び高額滞納者

長期滞納者及び高額滞納者(以下「長期・高額滞納者」という。)に対しては、他の滞納者と区分して納付交渉などを重点的に行うことが求められる。

特別区民税、国民健康保険料では、長期・高額滞納者の判定基準を設け、他の滞納者よりも催告書の発送回数を増やし、差押えの警告を行うなど催告を強化するとともに、財産調査、滞納処分について検討又は実施をしている。介護保険料を除く他の強制徴収公債権でも判定基準を設定し、催告の強化に取り組んでいるが、先にみたとおり、財産調査、滞納処分の権限は行使していない。

強制徴収公債権以外の債権については、財産調査の法的な調査権限を欠き、強制執行を行うには訴訟などの法的手続が必要であることから、長期・高額滞納者に対しても、決め手を欠く状況となっている。

そのような中で、3つの住宅使用料では滞納者の状況に応じて立ち退き 訴訟の準備を開始する旨を記載した催告書の作成、訪問催告、連帯保証人 への通知などの取組がなされている。

それ以外の債権では、奨学資金貸付金返還金で債権回収事業者に委託し

催告などを強化する取組がなされていること以外、特別な取組はなされていない。

民間資源の活用

a 納付センター

平成 20 年 10 月に設置された「杉並区納付センター」は、電話による納付案内などの業務を民間事業者に委託し、徴収事務の効率化などを図る目的で導入された。納付センターの架電(納付センターが電話で納付案内などを行うことをいう。)対象債権・業務内容などは下表のとおりである。納税課が納付センター業務の区側窓口となっており、各債権の業務委託範囲や架電スケジュールの調整などを行っている。

納付センターの架電対象債権・業務内容等(平成23年度)

業務時間	平日	9時~17時(火曜日 9時~20時)		
未伤时间	土日(毎月各1回)	9時~17時		
人員体制		業務責任者 1名 オペレーター 6~9名のシフト制		
加爾社名	毎日架電	特別区民税(普通徴収分)、国民健康保険料		
架電対象 債権 	随時架電	軽自動車税、介護保険料、保育園費負担金、 民営保育園費負担金、奨学資金貸付金返還金		
業務内容		・電話による納付案内業務 ・納付書の発行業務 ・口座振替案内業務 ・制度など案内業務 など		

納付センターによる架電対象は債権ごとに異なるが、未納分の早期徴収と滞納の未然防止を図ることを主眼とし、催告書送付後などに電話催告が行われている。納付センターでは、昼間電話による連絡がとれない滞納者に対応するため、夜間・休日などにも電話催告が行われている。

平成 23 年度における各債権の業務委託費に対する収納額の割合(以下「投資効果」という。)は、2.0 倍~48.8 倍であり、平均すると 3.8 倍と効果を挙げており、民間委託事業者などが提供するサービスの質について、所管課はモニタリングで良好と評価している。

納付センターの業務実績・投資効果(平成23年度)

項目	架電件数 1 (人)	以納件数 ² (件)	収納額 ³ A(円)	業務委託費 B(円)	投資効果 A/B(倍)
特別区民税 (普通徴収分)	55,056	2,027	89,480,481	17,043,360	5.3
国民健康保険料	70,409	3,860	34,708,017	17,063,760	2.0
軽自動車税	12,715	3,321	7,755,700	1,999,620	3.9
介護保険料	3,307	458	5,662,234	642,600	8.8
保育園費負担金 民営保育園費負担金	107	187	2,520,700	51,660	48.8
奨学資金貸付金返還金 (平成 23 年 9 月開始)	84	25	259,900	20,400	12.7
合 計	141,678	9,878	140,387,032	36,821,400	3.8

- 1 架電件数…納付センターが電話催告を行った件数
- 2 収納件数...電話催告を受けた人が、一定期間内に納付した納付書の件数
- 3 収納額...電話催告を受けた人が、一定期間内に納付した金額

b 債権管理回収等業務の委託

債権管理回収等業務は、奨学資金、生業資金及び女性福祉資金の各貸付金返還金を対象として、区外に居住している借受人などに対する徴収事務を効率的・効果的に実施する目的で民間事業者に委託されている。受託事業者は、文書、電話及び訪問による納付勧奨や相談を行い、債権回収を代行するとともに、滞納者の居住の確認などの業務を行っている。

委託対象とする条件は、債権残額が4万円以上であることのほか、生業資金及び女性福祉資金の各貸付金返還金では、借受人又は保証人のいずれかが区外に居住していることとされている。また、女性福祉資金貸付金返還金については福祉的配慮から「転宅資金」などは対象外とする取扱いがされている。

平成 23 年度における債権管理回収等業務の委託の投資効果は、1.9 倍~2.6 倍で、平均して 2.0 倍と一定の効果を挙げているが、新規の委託対象が減少しているため、投資効果はやや減少する傾向にある。生業資金貸付金返還金については、新規貸付けを停止していることなどから、平成 24 年度をもって業務委託を取りやめるとしている。

債権管理回収等業務の委託実績・投資効果(平成23年度)

債権名称	委託件数 (実人員)	収納件数 (実人員)	収納額 A(円)	業務委託費 B(円)	投資効果 A/B(倍)
奨学資金貸付金返還金 (平成 19 年 11 月開始)	165	149	11,886,750	6,130,950	1.9
生業資金貸付金返還金 (平成 22 年1月開始)	46	38	3,636,371	1,697,850	2.1
女性福祉資金貸付金返還 金(平成 22 年1月開始)	24	15	1,926,420	748,650	2.6
合 計	235	202	17,449,541	8,577,450	2.0

なお、収納率向上に向けた納付センター事業及び債権管理回収等業務の委託の効果については、受託事業者と区職員との役割分担も含めた総合的な検証が十分にはなされているとはいえない。

組織間の連携

区が有する債権は、各所管課が個別に管理しているが、複数の債権に重複して滞納がある者も少なくない。

強制徴収公債権では法令により財産調査の権限が付与されているため、 特別区民税(普通徴収分)を所管する納税課が中心となり、課税課所管の 特別区民税(特別徴収分)及び国保年金課所管の国民健康保険料との重複 滞納者について財産調査や滞納処分が実施されている。また、国保年金課 では課税課の保有する情報を取得して債権の差押えなどを行っている。

他機関との連携としては、制度上、都民税と合わせて徴収する特別区民税では、地方税法に基づく滞納処分の特例として徴収困難な高額滞納事案について東京都主税局への徴収権限の引継ぎが行われている。

一方、区営住宅使用料などの非強制徴収公債権及び奨学資金貸付金返還金などの私債権では、区に財産調査の権限がなく、個人情報保護制度上の制約があるため、納税課などで保有する滞納者に係る情報の共有が認められていない。そのような中で、生活保護受給者の区営住宅使用料や高齢者住宅使用料について、福祉事務所が生活上の義務に係る指導として住宅課と連携し、ケースワーカーによる住宅使用料の納付指導が行われている例もある。

オ 執行(徴収)停止及び不納欠損

執行(徴収)停止及び不納欠損については、それぞれの処分が適切に行われているかについて検証した。

徴収が困難と判断される場合の執行(徴収)停止処分や、時効の完成及び 放棄により消滅した債権を調定から減額する不納欠損の会計処理は、それぞ れ法令に基づき慎重に判断されなければならないものであるが、それらの処 分を適時・適切に行うことは、効率的な徴収事務のために不可欠である。

強制徴収公債権では、滞納処分をする財産がないなど一定の要件に該当する場合には、法令に基づき執行停止処分が行われている(介護保険料及び保育園費負担金などを除く。)。

他方、非強制徴収公債権や私債権の場合には、債権管理条例第 10 条に、 徴収が困難と判断された債権を催告や調査の対象から除くことができるこ ととする地方自治法施行令と同内容の徴収停止の規定が設けられている。し かし、これらの債権には財産調査の権限がなく納付能力の調査に限界があることや、徴収停止は前記の執行停止と異なり債権を早期に消滅させる効果を持たないことなどから、これまで適用された事例はない。このことが、いわゆる不良債権の整理を非効率にしているともいえる。

公債権では消滅時効の完成又は執行停止処分の期間経過などにより債権 が消滅した場合に不納欠損処分が行われている。

私債権の場合、従来、消滅時効の援用があい路となり徴収困難と判断された場合でも不良債権として滞留するという問題があったが、現在は、債権管理条例第13条(放棄)第1号の規定により時効の援用が見込めるときは、債権の放棄ができることとされ不納欠損処分が行われている。他方、債権者が死亡した場合などは、債務の限定承認など、同条第2号の債権放棄の要件が厳格であるため適用された例は少ない。

第3 監査結果

1 総括(基本的な評価)

区の収入未済額は平成 21 年度以降毎年度 100 億円を超える規模にまで増大している。長引くデフレ不況による区民所得の減少などがその背景にあると考えられるが、収入未済額の縮減は、厳しい財政状況にある区政にとって財源確保上の喫緊な課題であるとともに、負担の公平からも極めて重要な課題である。

そこで、特別区税、各保険料、特定のサービスに伴う受益者負担など区が保有する多種多様な 23 債権について収入未済対策の現状を調査し、その調査結果を「第 2 4 (2)収入未済対策の現況」に記述した。

各債権の収入未済対策については、それぞれ工夫や努力がなされており、9債権では平成23年度分の収入未済額、収入未済率がともに前年度よりも縮減するなど改善の傾向がある。しかし、その取組の内容には各債権間で「濃淡」があり、様々な問題点も見受けられた。総じて、区の収入未済対策は改善の余地が大きく、取組のより一層の充実が求められているといえる。

2 意見・要望

以下、主要な問題と課題について、意見・要望を述べることとする。

(1)的確な徴収の目標と計画を定め、組織的な目標管理を

●監査対象債権のうち、具体的な目標や明確な取組方針を含む年間の徴収計画が定められていたのは特別区民税(普通徴収分)などごく少数である。多くは計画として不十分であり、収入未済対策に目標に基づく管理(マネジメント)が取り入れられていない。

収入未済対策に効果的に取り組むためには、年度当初に、的確な年間の徴収計画を定め、担当組織内で共有する必要がある。計画は、各債権を取り巻く社会経済環境を把握し、徴収の現状と問題を分析・評価した上で、積極的な数値目標とその達成に向けた重点方針などを十分検討し、具体的な取組の年間スケジュールを含めたものとすることが大切といえる。

こうした徴収計画に基づき、職員が意欲を持って取り組めるよう組織 的な目標管理を行うことが欠かせない。

(2)新たな滞納の発生を防ぐ取組の重視を

- 各債権の制度や納付の理解を求める周知は行われているが、一部には制度や手続面の無理解などが滞納に結び付いている状況が見受けられる。(軽自動車税における廃車届、国民健康保険料の資格喪失届など)
- ●多くの債権について口座振替制度が採用されており、利用者が継続的にサービスを受けている保育料や住宅使用料などでは口座振替利用率は8割を超えているが、それ以外では低い水準である。

新たな滞納を発生させない取組を重視する必要がある。

その一つは、納付に関する効果的な周知啓発である。各債権について 滞納の発生要因や傾向を分析し、対象となる年齢層にも留意して制度の 理解を促す周知や納付意識の啓発に一層工夫して取り組むことが求め られる。

また、納付の利便性を高め、確実な納付が期待できる口座振替制度の利用率を向上させることは、新たな滞納を発生させない取組として重要である。

特に区民が自ら希望し受けているサービスに係る負担金・使用料の口座振替利用率は現状でも比較的高いが、これらについては口座振替を原則とする取扱いを徹底し、確実な徴収を確保すべきである。また、口座振替利用率の低い特別区民税(普通徴収分) 国民健康保険料及び貸付金返還金などでは、より積極的に口座振替の勧奨に取り組む必要がある。

さらに、口座振替制度やコンビニ収納の拡大について、改めて納付者の状況などを考慮し、費用対効果を含めて検討し、それらの導入の可否を判断することが求められる。

収入未済額が増大している生活保護費弁償金及び生活保護費過年度 返還金については、保護受給に伴う義務の徹底、保護世帯の収入の適時 の調査把握など発生防止対策を強化することが決定的に重要であり、改 善を望む。

(3)滞納者に対する効果的な納付催告と粘り強い交渉を

ア 早期対応を基本とし、効果的・計画的に取り組む

- ●滞納者に対して、文書催告、電話催告、窓口などでの面談による納付相談や交渉が行われているが、取組の内容は債権により大きな違いがある。
- ●催告を系統立て計画的に実施している債権がある一方で、早期の対応が行われていない債権、催告の対象を限定し滞納者全員としていない債権も見受けられた。

滞納が生じると時間の経過とともに徴収が困難となる傾向がある。 したがって、滞納整理には早期対応を基本とする方針を徹底し、滞納が発生した場合は、速やかに催告に着手し、できる限り現年度の うちに解消する取組を強化することが求められる。

催告は、文書及び電話による方法が基本となるが、各債権の収入 未済の状況など実情に即して、面談による相談・交渉の機会を適宜 確保するなどこれらの方法を効果的に組み合わせながら、全ての滞 納者を対象に計画的に実施することに努めるべきである。

なお、催告書が職員によるデータ編集処理などにより作成されている債権が一部に見受けられた。催告書の作成をコンピュータシステム化することで、省力化、迅速化が期待できる債権については、 積極的に検討していくことが望まれる。

また、一部には、督促状を発付していない債権があった。督促は 重要な行政行為であり、法令の手続に従って督促状を発付しなけれ ばならないことはいうまでもない。

福祉関係の貸付金返還金(生業資金、応急小口資金及び女性福祉資金)では、その適正な管理のために所管部内に運営委員会が設置されている。こうした仕組みを機能させ、収入未済対策を強化していくことが求められる。

イ 権限を適切に行使し、悪質な滞納は許さない

- ●特別区民税及び国民健康保険料では、財産調査や差押えなどの滞納処分が実施されている。しかし、それ以外の強制徴収公債権では、そうした法令で認められた権限が行使されていない。
- 長期に及ぶ滞納や高額の滞納については、他と区別した対策が求められるが、多くの債権でそうした観点からの取組は弱い。

納付能力があるにもかかわらず納付の意思・誠意がなく、滞納を続けることは、負担の公平性の観点から看過することはできない。

強制徴収公債権には財産調査や滞納処分について確立された方法があり、特別区民税や国民健康保険料ではそれらが実施されている。財産調査や滞納処分の法的権限を有しながらその権限を行使していない公債権(軽自動車税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育園費負担金及び民営保育園費負担金)については、滞納状況など必要に応じて権限を適切に行使できるよう担当の所管において知識・ノウハウを習得し、催告・納付交渉に取り組むべきである。

また、長期に及ぶ滞納や高額の滞納に対しては、重点的な対策を取ることが求められる。特に、学童保育や区営住宅など継続的に行政サービスを利用しながら、滞納を累積させ、納付の誠意をみせない者に対しては、様々な機会を捉え、強い姿勢で納付交渉に取り組むことが求められる。

(4)私債権などの適正管理に向けた諸課題の検討を

- ●非強制徴収公債権及び私債権では、強制執行には訴訟などの法的 手続が必要になるが、実務上の負担が大きく実施されていない。
- ●他方、これらの債権では徴収困難な債権を催告の対象から除く徴収停止も行われていない。
- これらの債権では、財産調査の法的な権限がなく滞納者の納付能力の見極めに限界があるという問題がある。

自力執行権のない非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理について はいくつかの課題がある。

一つは、悪質で高額な滞納への対応である。これらの債権では、強制 執行の法的手続は実務上の負担が大きいことなどから取り組まれてお らず、悪質な滞納などに対して決め手を欠く状況がある。こうした状況 を打開するため、最近では裁判所による催告制度である「支払督促」を 実施する自治体が出てきている。同制度は、比較的簡便な手続で実施でき、一定の効果が見込まれる。今後、こうした法的手続の実施について全庁的な課題として具体的に検討することを要望する。

次に、徴収停止の問題である。債権管理条例第 10 条に徴収停止の規定があるが、現行の規定には債権を早期に消滅させる効果がないことなどから取り組まれていない。

徴収停止について安易な取扱いが許されないことはいうまでもないが、徴収が困難となった債権をいつまでも抱え労力を注ぐことは、滞納整理事務の停滞につながる。他の自治体では、徴収停止の措置から相当期間を経過し納付能力の改善がみられない場合には、消滅時効の法定期間を短縮し債権を消滅させる効果を条例に規定している例もある。制定から 10 年が経過した債権管理条例の規定について、徴収の実務や実効性に照らして検証し適切な運用が図られるよう研究・検討することが望まれる。

さらに、非強制徴収公債権及び私債権においては、個人情報保護制度 上、滞納者の納付能力に関する情報の共有ができないため、組織間の連 携が図られにくいという問題がある。財産調査の権限がないこれらの債 権では滞納整理に当たり滞納者の納付能力の見極めが困難な状況があ るが、たとえ区の納税部門が当該情報を収集していたとしてもそれを共 有することは「目的外利用」となり、原則として認められていない。こ うした問題の解決についても検討が求められる。

(5) 徴収に係る専門知識・ノウハウの共有を

●特別区民税(普通徴収分)や国民健康保険料などでは、専門的な研修機会もあり、組織的にノウハウ・経験が蓄積されているが、それ以外の多くの債権では担当職員間で滞納整理に関する専門的な知識・ノウハウが共有されておらず、マニュアルなども整備されているとはいえない状況がある。

徴収事務には一般的な事務と異なる特質がある。職員が自信を持ち滞納整理に取り組むためには、専門的な知識、実践的なノウハウの習得が必要であり、職場や組織に経験などが蓄積され、継承されていくことが大事である。職員に定期的な異動があること、また徴収事務に限られた少数の職員が担当している職場も少なくないという現状を踏まえ、職務能力向上のための意識的な手立てを講じることが求められる。

具体的には、特別区共同の専門研修などの機会を積極的に活用し、職

員が知識などの習得に努められるようにするとともに、区においても債権管理を所管する部署間で経験の交流をし、優れた取組やノウハウを共有する機会を設けることなどが望まれる。

また、特別区民税や国民健康保険料など基幹的な歳入を担当する部署では、徴収事務の中核を担う監督者層の職員を東京都主税局の実務研修へ派遣するなど計画的に育成することが求められる。

私債権などについての基本的なマニュアルを整備し、これを基に各 債権の実践的な個別マニュアルの整備を進める必要があると思われる。

(6) 民間資源の活用を含む効率的な体制の整備を

- 民間事業者を活用した納付センター事業や債権管理回収等業務の 委託が進められ一定の効果を挙げているが、区職員との役割分担を含 めた委託の効果の検証が十分に行われていない。
- 徴収事務の集約化や所管間の連携など効率的な執行体制の検討が 行われていない状況である。

今後の債権管理、収入未済対策のあり方として、徴収コストを抑制し、効率的な体制を整備することが重要な課題である。

公権力の行使に当たらない徴収事務については、ノウハウを有する 民間資源を活用することが可能となっている。

納付センター事業や債権管理回収等業務の委託については、これまでの実施効果などを検証・評価し、民間資源の活用が有効と考えられる分野について導入の拡大を図るなど、今後の方向を定めていく必要がある。その際、区の徴収体制の中で果たすべき職員の役割と民間事業者の役割を明確にし、収納率向上に結び付けていくことが望まれる。

また、再任用職員、嘱託員など多様な任用形態の職員の活用を考慮し組織体制を見直していくことも求められる。

一部の自治体には、徴収事務を一元化し債権管理を強化しようとする動きがある。当区においても、当面の課題として、特別区税関係の徴収(滞納整理)事務の集約化、納税課公売・調整担当部門の役割の拡大などについて検討を進めることが望まれる。

国民健康保険制度が構造的な問題を抱えている中で、国民健康保険料の収入未済額は最大となっている。同制度を取り巻く環境、徴収の現状などを改めて検証し、民間資源の活用を含め今後の効率的で効果的な徴収体制について検討し、整備していくことが望まれる。

〔 資 料 編 〕

資料1	収入未済対策の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
資料2	納付センター業務実績・投資効果(平成20~23年度) ・・・・・・	58
資料3	債権管理回収等業務の委託実績・投資効果(平成21~23年度)・・・	59
資料4	杉並区の債権の管理に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60

収入未済対策の概要

債	権 【分類】	特別区民税(特別徴収分) 【強制徴収公債権】		
所	管 課	区民生活部 課税課		
債権				
	根拠法令等	地方税法、国税徴収法、杉並区特別区税条例、同条例施行規則		
	目 的	行政サービスの原資にするため、特別区民税(特別徴収分)を徴収する。		
	対 象	賦課期日(1月1日)現在区内に居住し前年に一定額以上の所得がある給与所得者を雇用 している所得税の源泉徴収義務がある事業主(特別徴収義務者)		
	金 額	均等割額(年3,000円)と所得割額(課税所得の6%に相当額)の合計額		
徴니	又に係る年間計	画等		
	目 標	収入未済額の縮小を図り、税負担の公平性を確保する。(係のチャレンジプラン)		
	方 針	滞納額上位者から滞納整理に着手する。自主納入・滞納処分の見極めを行い、さらに早期 に解消可能な案件を絞り込んで対応する。		
	年間計画	・督促状発送(毎月)		
		・定期催告(年4回:7月・10月・12月・3月)		
		・滞納整理強化月間(概ね9月~12月)		
徴니	又体制等			
	徴収体制	・滞納整理担当係長以下 3 名 (うち週 4 日勤務 1 名)		
	ניוידא אראבו	・滞納整理強化月間は特別徴収係(12 名)が応援		
	研 修	・滞納整理(滞調法)研修、滞納整理(関係法)研修(東京都主税局主催)		
		・納税コース研修(第四ブロック主催)など ・滞納整理事務の手引(東京税務協会)		
	マニュアル等	・研修テキスト		
		・滞納整理強化月間の事務処理手順書		
収入未済を発生させない取組				
	納付啓発	・年末調整説明会(税務署主催)		
		・冊子「わたしたちの区税」など		
1177	納付方法	納付書		
4X /	入未済縮減に向			
	督促·文書催	・督促状:発付		
	告	・定期催告:年4回実施 ・随時催告:滞納状況に応じて警告書、差押予告書など4種類の催告文を送付		
	弄+ 7/4/4-	・定期催告:前年度にのみ滞納がある義務者に年1回実施(滞納整理強化月間)		
	電話催告	・随時催告:高額なものから順次必要な回数実施		
	面談·訪問	会社の経営状況や資産状況の確認を要するものに面談を実施		
		・所得状況調査:1,829 件(以下の件数は特別徴収義務者の延べ数)		
	財産調査·差	・債権調査:1,661 件(金融機関など)		
	押	・差押え:23 件(主に預金) ・公売:14,118,480 円(不動産)		
		・債権の取立て:1,728,554 円		
	執行停止	実施		
	外部資源の 活用	東京都主税局への徴収権限の引継ぎ		
	他課との連携	納税課嘱託員(国税庁OB)に、徴収困難事例の対処方法の相談		
Ь	l	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

債	権 【分類】	特別区民税(普通徴収分) 【強制徴収公債権】
所	管課	区民生活部 納税課
債格	産の目的・対象	· 等
	根拠法令等	地方税法、国税徴収法、杉並区特別区税条例、同条例施行規則
	目的	行政サービスの原資にするため、特別区民税(普通徴収分)を徴収する。
	+4 45	- │ 賦課期日(1月1日)現在区内に居住し前年に一定額以上の所得がある者で、特別徴収の
	対 象	方法によって徴収されていない者
	金額	均等割額(年 3,000 円)と所得割額(課税所得の 6 %に相当額)の合計額
徴以	又に係る年間計	·画等
	目 標	現年課税分徴収率 97.8%、滞納繰越分徴収率 30.0%(平成 24 年度) (課のチャレンジプラン)
	方 針	・納付センターの活用や口座振替の勧奨による納期内納税の推進 ・滞納処分の早期着手(財産調査や滞納処分)による徴収強化
		・国民健康保険料との重複滞納者に対する差押や捜索などの連携強化 以上のような方針で収入未済の縮減に努める。
	年間計画	・年間をとおして、納期内納税の推進、滞納処分の強化
		│・現年度分は高額未納者を中心に滞納処分の早期着手(10 月~ 5 月) ・徴収強化月間(11 月~12 月)に、全課を上げて差押や捜索の滞納整理を実施する。
/WF 11	D 什么你	放伏性化力的(11万 12万)に、主味を工厂でを折り投票の仲創定性を失肥する。
1 年 以4.	又体制等	
	徴収体制	納税課職員全員 44 名(課長含む) ・税務職場転入職員研修、財産調査及び差押研修(東京都主税局主催)
	研 修	・納税コース研修(第四ブロック主催)
		・納税(実務コース)(演習コース)研修(特別区職員研修所主催)など ・滞納整理事務の手引(東京税務協会)
	マニュアル等	・事務処理マニュアル
収)	\未済を発生さ	せない取組
	納付啓発	納税街頭キャンペーン、広報すぎなみ、区公式ホームページ、ケーブルテレビ
	納付方法	納付書、口座振替、コンビニ収納、モバイルレジ
収入	\未済縮減に向	可けた取組
	督促·文書催 告	・督促状:発付 ・定期催告:現年度分未納者に年 4 回実施、累積滞納者に年 2 回実施 ・随時催告:滞納状況に応じて、最終警告書、差押の予告、給与などの差押予告など 4 種 類の催告文を送付
	電話催告	・催告書送付後の電話催告などは、納付センターが実施 ・納付約束不履行者、差押えの直前などの納付交渉は、職員が必要に応じて実施
	面談·訪問	・催告文により、滞納者の来庁を促して必要に応じて面談を実施 ・電話・文書による催告に応じず、財産調査で財産を発見できなかった者には、必要に応 じて訪問を実施
	財産調査·差 押	・債権調査:17,372件(金融機関など 以下の調査件数は照会書の枚数) ・動産調査: 5件 ・不動産調査: 113件 ・差押え:1,922件(主に預金 件数は滞納者の延べ数) ・捜索:5件(捜索実施の件数)・公売:137,095円(動産) 20,331,300円(不動産) ・債権の取立て:143,458,712円 件数不明
	執行停止	実施
	外部資源の 活用	・納付センターへの電話による納付案内業務などを委託(平成 20 年 10 月から実施)・東京都主税局への徴収権限の引継ぎ
	他課との連携	国保年金課 国民健康保険の被保険者の電話番号を調査

/主		
惧	権 【分類】	軽自動車税 【強制徴収公債権】
所	管課	区民生活部 課税課
債格	権の目的・対象	等
	根拠法令等	地方税法、国税徴収法、杉並区特別区税条例、同条例施行規則
	目 的	行政サービスの原資にするため、軽自動車税を徴収する。
	対 象	賦課期日である4月1日現在、杉並区内を主たる定置場として、原動機付自転車、軽自動 車などを所有している個人及び法人
	金 額	原動機付自転車(年 1,000 円)から軽自動車(年 7,200 円)まで課税客体ごとに定めた額
徴リ	又に係る年間計	画等
	目 標	自主納付の促進及び滞納処分の強化を行い、収入未済を縮減する。 (係のチャレンジプラン)
	方 針	・納付センターを活用した自主納付の促進
	左眼	・滞納上位者に的を絞った滞納処分の強化
	年間計画	・納付センターによる電話催告(年2回) ・催告書の発送を年1回から年2回に変更
		- 催日書の完送を平下目がり平と目に交更 - ・滞納額上位者について、警告書の発送、財産調査を行い、滞納処分(差押えなど)を行
徴リ	又体制等	
	徴収体制	税務管理係のうち4名(非常勤職員1名を含む。)
	研 修	納税コース研修(第四ブロック主催)
		・滞納整理事務の手引(東京税務協会)
	マニュアル等	・研修テキスト
		・「軽自動車税事務 平成 24 年度版」
収)	∖未済を発生さ 	
		広報すぎなみ、ホームページなど
	納付方法	コンビニ収納、納付書、モバイルレジ
収入	\未済縮減に向	引けた取組
	督促·文書催 告	・督促状:発付 ・定期催告:催告書の同封の案内に財産差押もある旨を、裏面には車両の各種手続(廃車・ 名義変更など)を記載して年2回実施
	電話催告	・催告書送付後の電話催告などは、納付センターが実施 ・納付センターで対応困難なケースについては、職員が実施
	面談·訪問	無し
	財産調査·差 押	無し
	執行停止	実施
	外部資源の 活用	納付センターへの電話による納付案内業務などを委託(平成 20 年 10 月から実施)
	他課との連携	無し

債	権 【分類】	国民健康保険料 【強制徴収公債権】
所	管課	保健福祉部 国保年金課
債格	重の目的・対象	等 ————————————————————————————————————
	根拠法令等	国民健康保険法、杉並区国民健康保険条例、同条例施行規則
	目 的	│ 被保険者の疾病、負傷による療養の給付、出産育児一時金の支給など必要な保険給付を行 │ う費用などの一部に充てるため、保険料を徴収する。
	対 象	杉並区の区域内に住所を有し、被用者保険など他の医療保険から給付を受けられる者、生 活保護受給世帯に属する者など適用除外の規定に該当しない者
	金 額	医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料の合算額。(保険料ごとに 均等割額と所得割額がある。)
徴以	又に係る年間計	画等
	目 標	収納率の上昇確保、納付センターの活用、納付機会や方法の調査・研究 (係のチャレンジプラン)
	方 針	前年度は全体として収納率が上がったが、依然として厳しい状況にある。今後は、納付センターなどを活用し、現年の徴収により力を入れていくことで、将来的な滞納世帯の解消を目指す。
	年間計画	年間の催告予定表に則り、高額滞納者催告(毎月) 一斉催告(年4回) 現年滞納者催告 (年1回) 分割納付者の月例催告(毎月) 納付センター催告(毎月)などを実施する。
徴収	又体制等	
	徴収体制	・国保収納係:係長1人 主査1人 職員6人 ・滞納整理担当係:係長2人 主査1人 職員11人 再任用職員2人 ・特別整理担当係:係長1人 職員4人
	研 修	・国民健康保険料(税)収納率向上対策研修会(東京都国民健康保険団体連合会主催) ・個人都民税対策課研修会(東京都主税局主催)など
	マニュアル等	・東京都国民健康保険ハンドブック(東京都国民健康保険団体連合会) ・国保保険料滞納整理マニュアル 、 (国民健康保険中央会) ・滞納整理事務の手引(東京税務協会) ・研修テキストなど
収ノ	、未済を発生さ	せない取組
	納付啓発	広報すぎなみ、区公式ホームページ、わかりやすい国保、月例通知
	納付方法	口座振替、コンビニ収納、納付書、年金特別徴収、モバイルレジ
収入	\未済縮減に向	可けた取組
	督促·文書催 告	・督促状及び催告書:6月を除く毎月送付 ・高額滞納者催告:20万円以上の滞納者に、滞納金額毎に毎月6種類の催告文書を送付 ・一斉催告 滞納繰越分:5万円以上20万円未満の滞納者に、金額毎に年4回差押予告書を送付 現年分:4~11月期分で3万円以上の滞納者に年1回警告書を送付 ・分割納付不履行者催告:必要に応じて催告書を送付 ・各種催告文書を状況に応じ組み合わせて送付
	電話催告	・催告書送付後の電話催告などは、納付センターが実施 ・納付交渉や相談が必要と判断した滞納者は、職員が実施(高額滞納者、分納不履行者、 納付拒否者など)
	面談·訪問	文書催告や電話交渉により、必要に応じて面談を実施
	財産調査・差 押	・所得状況調査:9件(他自治体 以下の件数は世帯主の延べ数) ・債権調査:20,156件(金融機関など) ・不動産調査:112件 ・差押え:950件(主に預金) ・不動産参加差押1件 ・債権の取立:97,972,901円
	執行停止	実施
	外部資源の 活用	納付センターへの電話による納付案内業務などを委託(平成 20 年 10 月から実施)
	他課との連携	・納税課 特別区民税との重複滞納者について捜索、差押えを実施 ・課税課 課税資料の閲覧

債	権	【分類】	後期高齢者医療保険料 【強制徴収公債権】
所	管	課	保健福祉部 国保年金課
債格	重の目	的·対象	等
	根拠	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 に関する条例、杉並区後期高齢者医療に関する条例、同条例施行規則
	目	的	被保険者の疾病、負傷による療養の給付、高額療養費の支給など必要な保険給付を行う費 用の一部に充当するため、保険料を徴収する。
	対	象	杉並区内に住所を有する 75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり東京 都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者で、生活保護受給世帯に属する者など適用除 外の規定に該当しない者
	金	額	所得に関係なく賦課する均等割額と所得に応じて賦課する所得割額の合算額
徴以	又に係	る年間計	一画等
	目	標	保険料収納率(広域連合目標 98%)の維持(係のチャレンジプラン)
	方	針	24 年度は後期高齢者医療保険料のほか介護保険料も上がるため、年金特徴から普通徴収となる者も多く、収納率減となる可能性がある。口座振替の勧奨を積極的に行うほか、差
	/ 88	ı±1 	押えなどへの事務改善の検討を行う。
	牛间	計画	・75 歳年齢到達者に対する事前の口座勧奨を行う。 ・人員要求などを含む、事務改善の方策を検討する。
徴収	又体制	J等	
	徴収	体制	・収納:係長及び職員 15 名 ・滞納整理:主査及び担当者 3 名(24 年度は担当者 3 名体制)
	研	修	・広域連合事務説明会(東京都後期高齢者医療広域連合主催) ・係内新任研修、課内新任研修
	マニ	ュアル等	・東京都国民健康保険ハンドブック(東京都国民健康保険団体連合会) ・研修テキスト ・後期高齢者医療制度事務処理マニュアルなど
収)	 \未済	を発生さ	せない取組
	納付	·啓発	広報すぎなみ、区公式ホームページ、後期高齢者医療制度杉並区ガイドブック、保険料通 知に同封する案内など
	納付	方法	年金特別徴収、口座振替、納付書
収ノ	\未活	脊縮減に向	可けた取組
	督促 告	!·文書催	・督促状:発付 ・催告:一定の基準で抽出した滞納者に滞納状況に応じて文面や内容を変えて年4回実施
	電話	催告	・2~3箇月以内に時効が完成する滞納者、分納誓約不履行者に年1回実施 ・滞納者に、できる範囲で年1回実施 ・短期証を利用しての催告(窓口に来所できないもの) 全員に年2回実施
	面談	·訪問	短期被保険者証該当者及び分納誓約者には年2回面談を実施
	財産押	調査·差	無し
	執行	停止	実施
	外 部 活用	『資源の	無し
	他課	との連携	・課税課 賦課資料から電話番号を調査 ・国保年金課 国民健康保険の被保険者の電話番号を調査

情権 【分類 介護保険料 【強制徴収公債権】 所 管 課 保健福祉部 介護保険課 債権の目的・対象等 根拠法令等 介護保険法、杉並区介護保険条例、杉並区介護保険に関する規則 目 的	頁 87,840
情権の目的・対象等	頁 87,840
根拠法令等 介護保険法、杉並区介護保険条例、杉並区介護保険に関する規則 目 的 介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。 対 象 杉並区内に住所を有する 65 歳以上の者 (第一号被保険者) 所得に応じて賦課した額(平成 23 年度:第1段階 年額 19,200円~第11段階 年額 円) 徴収に係る年間計画等 目 標 介護保険料の収納率の向上と滞納者の解消を図る。(係のチャレンジプラン) ・納付センターを有効活用し、早期収納及び滞納繰越分の解消に取り組む。・高額所得の滞納者に対して、差押えなど滞納処分を検討し、実施する。・督促の発送サイクルの見直しなど効率的な収納方法を検討する。 「督促・催告スケジュール」に則り、督促(年6回)、催告(年3回)、現年滞納者	頁 87,840
日 的 介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。 対 象 杉並区内に住所を有する 65 歳以上の者(第一号被保険者) 金 額 所得に応じて賦課した額(平成 23 年度:第1段階 年額 19,200円~第11段階 年額円) 徴収に係る年間計画等 日 標 介護保険料の収納率の向上と滞納者の解消を図る。(係のチャレンジプラン) 方 針 ・納付センターを有効活用し、早期収納及び滞納繰越分の解消に取り組む。 ・高額所得の滞納者に対して、差押えなど滞納処分を検討し、実施する。 ・督促の発送サイクルの見直しなど効率的な収納方法を検討する。 「督促・催告スケジュール」に則り、督促(年6回)催告(年3回)現年滞納者	頁 87,840
対 象 杉並区内に住所を有する 65 歳以上の者(第一号被保険者) 金 額 所得に応じて賦課した額(平成 23 年度:第1 段階 年額 19,200 円~第11 段階 年額 19,200 円~第11 段階 年額 収に係る年間計画等 日 標 介護保険料の収納率の向上と滞納者の解消を図る。(係のチャレンジプラン) 方 針 ・納付センターを有効活用し、早期収納及び滞納繰越分の解消に取り組む。 ・高額所得の滞納者に対して、差押えなど滞納処分を検討し、実施する。 ・督促の発送サイクルの見直しなど効率的な収納方法を検討する。 「督促・催告スケジュール」に則り、督促(年6回)催告(年3回)現年滞納者	頁87,840
金 額 所得に応じて賦課した額(平成23年度:第1段階年額19,200円~第11段階年額円) (世収に係る年間計画等 目標 介護保険料の収納率の向上と滞納者の解消を図る。(係のチャレンジプラン)	頁87,840
 無 付 一 付 一 付 一 付 一 付 一 方 一 方 力 ・ 納付センターを有効活用し、早期収納及び滞納繰越分の解消に取り組む。 ・ 高額所得の滞納者に対して、差押えなど滞納処分を検討し、実施する。 ・ 督促の発送サイクルの見直しなど効率的な収納方法を検討する。 「 督促・催告スケジュール」に則り、督促(年6回) 催告(年3回) 現年滞納者 	頁87,840
目標 介護保険料の収納率の向上と滞納者の解消を図る。(係のチャレンジプラン) 方 針 ・納付センターを有効活用し、早期収納及び滞納繰越分の解消に取り組む。 ・高額所得の滞納者に対して、差押えなど滞納処分を検討し、実施する。 ・督促の発送サイクルの見直しなど効率的な収納方法を検討する。 「督促・催告スケジュール」に則り、督促(年6回)、催告(年3回)、現年滞納者	
方 針 ・納付センターを有効活用し、早期収納及び滞納繰越分の解消に取り組む。 ・高額所得の滞納者に対して、差押えなど滞納処分を検討し、実施する。 ・督促の発送サイクルの見直しなど効率的な収納方法を検討する。 「督促・催告スケジュール」に則り、督促(年6回)催告(年3回)現年滞納者	
・高額所得の滞納者に対して、差押えなど滞納処分を検討し、実施する。 ・督促の発送サイクルの見直しなど効率的な収納方法を検討する。 年間計画 「督促・催告スケジュール」に則り、督促(年6回)催告(年3回)現年滞納者	
年間計画 「督促・催告スケジュール」に則り、督促(年6回)、催告(年3回)、現年滞納者	
	•
徴収体制等	
世界では ・ 資格保険料係:12 名(資格・賦課業務を含む。平成 24 年度は再任用職員 1 名 ・ 滞納整理担当係長: 1 名	増員)
研 修 ・国民健康保険初任者講習会 (東京都国民健康保険団体連合会主催)	
マニュアル等 ・介護保険事務の手引(東京都福祉保健局) ・滞納整理事務の手引(東京税務協会)	
収入未済を発生させない取組	
納付啓発 広報すぎなみ、区公式ホームページ、介護保険利用者ガイドブック、介護保険だ 険料通知にちらしを同封など	より、保
納付方法 年金特別徴収、納付書、口座振替、代理納付	
収入未済縮減に向けた取組	
・督促状:発付 ・催告:年3回実施 「給付制限」の案内を同封 ・現年滞納者催告:年2回実施 ・3箇年滞納者催告:年1回実施 「給付制限」の案内を記載し、対象者の状況により数種類の同封文書を送付	
電話催告 ・催告書送付後の電話催告などは、納付センターが実施 ・分割納付終了者、給付制限対象者、納付約束不履行者には職員が必要に応じて	実施
面談·訪問 来庁者に対して必要に応じて面談を実施	
財産調査·差 押 無し	
執行停止 無し	
外 部 資 源 の 活用 納付センターへの電話による納付案内業務などを委託(平成 20 年 10 月から実施	
他課との連携 国保年金課 ・国民健康保険の被保険者の電話番号を調査 ・差押関係の事務処理方法・帳票などの提供を受ける。)

債	権	【分類】	保育園費負担金 【強制徴収公債権】
所	管	課	保健福祉部 保育課
債格	を の 目	的·対象	· 等
	根拠	法令等	児童福祉法、杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例
	目	的	保育の実施を受けた対価として、負担能力等に応じて費用を徴収する。
	対	象	保護者の労働又は疾病等の事由により、区が保護者から保育所入所申込みを受け、保育の 実施を決定した児童の保護者
	金	額	所得税額等を基準とする所得階層等に応じて条例で定める額 (0円~57,500円)
徴山	又に係	る年間計	·画等
	目	標	・・- 負担の公平性の観点から、納期限内の納付と滞納の早期解消を図る。
			(「行財政改革基本方針」に基づく取組の報告)
	方	針	現年度納付率の維持向上と長期・累積滞納の防止に引き続き努めるとともに、分納などの
			納付相談を通じて滞納の早期解消を図る。そのため、保育課内や他課との連携、民間活力 の活用を図る。
	年間	計画	・毎月:督促状、催告書、分割納付書送付
			・入園面接時:口座振替納付勧奨
			・7月及び12月:一斉催告
			・2月:納付センターによる納付勧奨
徴川	又体制	等	
	徴収	体制	・収納担当係長:1名
			・入園相談係:2名(納入通知書、督促状、催告書の発送)
	一 マー	<u>修</u> ュアル等	OJTの実施 滞納整理事務の手引(東京税務協会)
40/	人未 》	を発生さ	で せない 取組
		4.5-74	・「保育園入園のご案内」、「保育園に内定した方へ」、「保育料の支払い方法のご案内」、「保
	納付	·啓発	育課からの大切なお知らせ」
	4th/ 	· :+	・区ホームページ
1177		方法	口座振替、納付書
4X/			可けた取組
	督仇 告	·文書催	・督促状:発付 ・例月催告:現年分(園長から手渡) 一斉催告:年 2 回:過年度分
	電話	催告	・分割納付不履行者や高額滞納者を中心に職員が必要に応じて実施 ・納付センターによる納付勧奨
	面談	:訪問	必要に応じて実施
	財産 押	調査・差	無し
	執行	停止	無し
	外 音	『資源の	納付センターへの電話による納付案内業務などを委託(平成 20 年 10 月から実施)
	他課	との連携	無し

債	権	【分類】	民営保育園費負担金 【強制徴収公債権】
所	管	課	保健福祉部 保育課
債権	を の 目	的·対象	· 等
	根拠	法令等	児童福祉法、杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例
	目	的	保育の実施を受けた対価として、負担能力等に応じて費用を徴収する。
	対	象	保護者の労働又は疾病等の事由により、区が保護者から保育所入所申込みを受け、保育の 実施を決定した児童の保護者
	金	額	所得税額等を基準とする所得階層等に応じて条例で定める額 (0円~57,500円)
徴山	又に係	る年間計	·画等
	目	標	負担の公平性の観点から、納期限内の納付と滞納の早期解消を図る。 (「行財政改革基本方針」に基づく取組の報告)
	方	針	現年度納付率の維持向上と長期・累積滞納の防止に引き続き努めるとともに、分納などの納付相談を通じて滞納の早期解消を図る。そのため、保育課内や他課との連携、民間活力の活用を図る。
	年間	計画	・毎月:督促状、催告書、分割納付書送付 ・入園面接時:口座振替納付勧奨 ・7月及び12月:一斉催告 ・2月:納付センターによる納付勧奨
徴山	又体制	引等	
	徴収	体制	・収納担当係長:1名 ・入園相談係:2名(納入通知書、督促状、催告書の発送)
	研	修	OJTの実施
	マニ	ュアル等	・滞納整理事務の手引(東京税務協会)
収入	人未泛	を発生さ	せない取組
	納付	·啓発	・「保育園入園のご案内」、「保育園に内定した方へ」、「保育料の支払い方法のご案内」、「保育課からの大切なお知らせ」 ・区ホームページ
	納付	方法	口座振替、納付書
収	\未添		ー 可けた取組
	督促告	· 文書催	・督促状:発付 ・例月催告:現年分、一斉催告:年 2 回:過年度分
		催告	・分割納付不履行者や高額滞納者を中心に職員が必要に応じて実施 ・納付センターによる納付勧奨
	面談	·訪問	必要に応じて実施
	財産押	調査·差	無し
		停止	無し
	外 音 活用	『資源の	納付センターへの電話による納付案内業務などを委託(平成 20 年 10 月から実施)
	他課	との連携	無し

債	権 【分類】	幼稚園使用料 【非強制徴収公債権】
所	管課	保健福祉部 保育課
債格	重の目的・対象:	等
	根拠法令等	学校教育法、杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例、同条例施行規則
	目 的	杉並区立幼稚園において当該幼児に実施する保育の対価として徴収する。
	対 象	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	金 額	年額 96,000 円
徴山	又に係る年間計	·画等
	目 標	負担の公平性の観点から、納期限内の納付と滞納の早期解消を図る。 (「行財政改革基本方針」に基づく取組の報告)
	方 針	現年度納付率の維持向上と長期・累積滞納の防止に引き続き努めるとともに、分納などの 納付相談を通じて滞納の早期解消を図る。そのため、保育課内や他課との連携、民間活力 の活用を図る。
	年間計画	・毎月:督促状、催告書、分割納付書送付 ・入園面接時:口座振替納付勧奨
徴山	双体制等	
	徴収体制	入園相談係(幼稚園・子供園担当): 1名
	研 修	OJTの実施
	マニュアル等	未整備
収)	\未済を発生さ	せない取組
	納付啓発	「保育料の支払い方法のご案内」、「保育料の支払い方法について」
	納付方法	納付書、口座振替(平成 24 年度から)
収ノ	\未済縮減に向	引けた取組
	督促·文書催 告	・督促状:発付 ・例月催告:平成 23 年度は架電催告、平成 24 年度から催告書(コンピュータシステム導 入)を送付
	電話催告	必要に応じて実施
	面談·訪問	必要に応じて実施
	財産調査·差 押	無し
	執行停止	無し
	外部資源の 活用	無し
	他課との連携	無し

債	権 【分類】	子供園使用料 【非強制徴収公債権】
所	管課	保健福祉部 保育課
債格	を で 目的・対象 ・	等
	根拠法令等	杉並区立子供園条例、同条例施行規則
	目的	杉並区立子供園における当該幼児に実施する保育の対価として徴収する。
		│ │保護者から区立子供園入園申込みを受け、入園を決定した小学校就学前児童の保護者
	金額	【短時間保育】年額 96,000 円、【長時間保育】月額 18,500 円~24,500 円
徴山	又に係る年間計	·画等
	目 標	負担の公平性の観点から、納期限内の納付と滞納の早期解消を図る。 (「行財政改革基本方針」に基づく取組の報告)
	方 針	現年度納付率の維持向上と長期・累積滞納の防止に引き続き努めるとともに、分納などの納付相談を通じて滞納の早期解消を図る。そのため、保育課内や他課との連携、民間活力の活用を図る。
	年間計画	・毎月:督促、催告、分割納付書送付 ・入園面接時:口座振替納付勧奨
徴リ	又体制等	
	徴収体制	入園相談係(幼稚園・子供園担当): 1名
	研 修	OJTの実施
	マニュアル等	未整備
収)	\未済を発生さ	せない取組
	納付啓発	「保育料の支払い方法のご案内」、「保育料の支払い方法について」
	納付方法	納付書、口座振替(平成 24 年度から)
収入	\未済縮減に向	可けた取組
	督促·文書催 告	・督促状:発付 ・例月催告:平成 23 年度は架電催告、平成 24 年度から催告書(コンピュータシステム導入)の送付
	電話催告	必要に応じて実施
	面談·訪問	必要に応じて実施
	財産調査·差 押	無し
	執行停止	無し
	外部資源の 活用	無し
	他課との連携	無し

債	権 【分類】	学童クラブ費負担金 【非強制徴収公債権】
所	管課	保健福祉部 児童青少年課
債格	産の目的・対象:	等 等
	根拠法令等	杉並区立児童青少年センター及び児童館条例、同条例施行規則
	目的	学童クラブの利用の対価として徴収する。
	対 象	学童クラブ利用児童の保護者
	金額	児童一人につき月額3,000円
徴니	又に係る年間計	·画等
	目 標	学童クラブ利用料収納率の向上を図る。(現年度分の収納率の向上を目指す。) (係のチャレンジプラン)
	方 針	口座振替の勧奨を強化するとともに、未納者への催告方法を見直す。
	年間計画	・入会決定時及び納付書送付時:口座振替勧奨
		・9~10月:現年度及び過年度の未納者に文書催告を年1回実施
		・10~11 月:現年度入会児童及び兄弟姉妹の未納分について電話催告を実施
		・入会申請時(1~3月): 児童館館長より口頭による催告を実施
徴니	又体制等	
	徴収体制	主たる担当者1名
	研 修	OJTの実施
	マニュアル等	未整備
収入	人未済を発生さ	せない取組
	納付啓発	「学童クラブ入会案内」、「学童クラブ利用料とおやつ代について」
	納付方法	口座振替、納付書
収入	木済縮減に向	別けた取組
	督促·文書催 告	・督促状 無し ・催告書:過年度及び現年度未納者を対象に年1回(9~10月)実施 (口座振替不能者への納付書送付は随時実施)
	電話催告	現年度入会児童とその兄弟姉妹の未納分(過年度含む。)について年1回(10~11月)実施
	面談·訪問	現年度入会児童とその兄弟姉妹の未納分(過年度含む。)について次年度入会申請時(1~3月)に実施
	財産調査·差 押	無し
	執行停止	無し
	外部資源の 活用	無し
	他課との連携	無し

債	権(分類】	老人福祉費負担金 【非強制徴収公債権】
所	管	課	保健福祉部 高齢者在宅支援課
債権	重の目的	的·対象	`
	根拠法	去令等	老人福祉法、杉並区老人福祉法施行細則
	目	的	養護老人ホームの入所の措置に要する費用を徴収する。
	対	象	原則 65 歳以上で、経済的・環境上の要件、日常生活動作の要件等を満たす者
	金	額	負担能力に応じ、措置に要する費用の全部又は一部
徴以	又に係る	る年間計	画等
	田	標	無し(個別対応であるため)
	方	針	無し(個別対応であるため)
	年間記	画	無し(個別対応であるため)
徴以	又体制	等	
	徴収亿	本制	2名
	研	修	OJTの実施
	マニュ	アル等	・老人ホーム入所措置等事務の手引き
収入	入未済を発生させない取組		
	納付品	5発	無し(入所時には口座振替の手続を必要とするため)
	納付方	法	口座振替、納付書(公金取扱いができない金融機関利用者など)
収入	\未済	縮減に向]けた取組
	督促· 告	文書催	・督促状:無し ・催告書:必要に応じて実施 対象者の状況に応じて対応(施設側による金銭管理など)
	電話催	崖告	必要に応じて実施
	面談·	訪問	必要に応じて実施
	財産記 押	周査·差	無し
	執行傳	产止	無し
	外 部: 活用	資源の	無し
	他課と	:の連携	無し

債	権 【分類】	区営住宅使用料 【非強制徴収公債権】
所	管課	都市整備部 住宅課
債格	産の目的・対象:	等
	根拠法令等	杉並区営住宅条例、同条例施行規則
	目 的	区民生活の安定と福祉の向上を目的として、住宅使用の要件を満たす区民(世帯)に対して提供した住宅の使用の対価として徴収する。
	対 象	区内 2 年以上の居住、同居親族があること、基準内所得、住宅困窮などの要件を満たす者
	金 額	月額 30,630 円 (平均額)
徴収	又に係る年間計	画等
	目 標	平成 23 年度の家賃収納率 93.27%を平成 24 年度決算時に 94%に回復する。 (係のチャレンジプラン)
	方 針	収納率を高めるため、滞納者を短期・中期・長期に分類し、タイプ別に納入指導を実施するとともに、休日・夜間の督促実施、収納専門業者への委託を検討する。
	年間計画	第1四半期:滞納の長期化防止・分納相談推進
		第2四半期:福祉事務所と連携した納入促進など
		第3四半期:休日の訪問催告など
		第4四半期:長期滞納者の納付相談など
徴収	又体制等	
	徴収体制	主たる担当者2名
	研 修	OJTの実施
		・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱
収)	\未済を発生さ	せない取組
	納付啓発	・「住まいのしおり」、「区営住宅だより」
	納付方法	口座振替、納付書
収入	\未済縮減に向	可けた取組
	督促·文書催 告	・督促状:発付 ・催告書:口座振替不能者に必要に応じて実施
	電話催告	前々月の月末以前に納付期限が到来した使用料を対象に実施
	面談·訪問	必要に応じて実施:滞納解消、分納開始まで毎月実施
	財産調査·差 押	無し
	執行停止	無し
	外部資源の 活用	無し
	他課との連携	福祉事務所 生活上の義務に係る指導として、ケースワーカーによる住宅使用料の納付指 導を実施

情権 【分類】 区民住宅使用料 【非強制徴収公債権】 所管課 都市整備部 住宅課 債権の目的・対象等 「根拠法令等 杉並区立区民住宅条例、同条例施行規則 目 的 住宅使用の要件を満たす中堅所得者に対して提供した賃貸住宅の使用対価として徴収る。 対象 区内2年以上居住、18歳未満を含む同居親族がおり、基準内所得、住宅困窮などの要を満たす者金額 月額145,280円(平均額) 徴収に係る年間計画等 日標 新規滞納者を発生させない、滞納総額を増やさない。(係のチャレンジプラン) 方針 新規の口座不能者を把握した場合は迅速に再発防止を徹底する。また、分納誓約書を提した者が誓約不履行の際には、退去を求める厳しい姿勢で臨む。年間計画毎月:新規口座不能者への指導、分納履行状況の確認 徴収体制等 「徴収体制 主たる担当者1名研修 のJTの実施でニュアル等・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
情権の目的・対象等 根拠法令等
根拠法令等 杉並区立区民住宅条例、同条例施行規則 日 的 住宅使用の要件を満たす中堅所得者に対して提供した賃貸住宅の使用対価として徴収る。 対 象 区内2年以上居住、18 歳未満を含む同居親族がおり、基準内所得、住宅困窮などの要を満たす者 金 額 月額 145,280 円(平均額) 徴収に係る年間計画等 日 標 新規滞納者を発生させない、滞納総額を増やさない。(係のチャレンジブラン) 方 針 新規の口座不能者を把握した場合は迅速に再発防止を徹底する。また、分納誓約書を提した者が誓約不履行の際には、退去を求める厳しい姿勢で臨む。 年間計画 毎月:新規口座不能者への指導、分納履行状況の確認 徴収体制等 徴収体制 主たる担当者1名 研 修 OJTの実施 マニュアル等 ・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
日 的 住宅使用の要件を満たす中堅所得者に対して提供した賃貸住宅の使用対価として徴収る。 対 象 区内2年以上居住、18歳未満を含む同居親族がおり、基準内所得、住宅困窮などの要を満たす者 金 額 月額145,280円(平均額) 徴収に係る年間計画等 目 標 新規滞納者を発生させない、滞納総額を増やさない。(係のチャレンジプラン) 方 針 新規の口座不能者を把握した場合は迅速に再発防止を徹底する。また、分納誓約書を提した者が誓約不履行の際には、退去を求める厳しい姿勢で臨む。 年間計画 毎月:新規口座不能者への指導、分納履行状況の確認 徴収体制 主たる担当者1名 研修 OJTの実施 マニュアル等 ・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
日 的 る。 対 象 区内2年以上居住、18 歳未満を含む同居親族がおり、基準内所得、住宅困窮などの要を満たす者 金 額 月額 145,280円(平均額) 徴収に係る年間計画等 日 標 新規滞納者を発生させない、滞納総額を増やさない。(係のチャレンジプラン) 方 針 新規の口座不能者を把握した場合は迅速に再発防止を徹底する。また、分納誓約書を提した者が誓約不履行の際には、退去を求める厳しい姿勢で臨む。 年間計画 毎月:新規口座不能者への指導、分納履行状況の確認 徴収体制 主たる担当者1名 研 修 OJTの実施 マニュアル等 ・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
対 家 を満たす者 金額 月額 145,280円(平均額) 徴収に係る年間計画等
世収に係る年間計画等 日標 新規滞納者を発生させない、滞納総額を増やさない。(係のチャレンジプラン) 方針 新規の口座不能者を把握した場合は迅速に再発防止を徹底する。また、分納誓約書を提した者が誓約不履行の際には、退去を求める厳しい姿勢で臨む。 年間計画 毎月:新規口座不能者への指導、分納履行状況の確認 世収体制等 世収体制 主たる担当者1名 研修 OJTの実施 マニュアル等・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
日 標 新規滞納者を発生させない、滞納総額を増やさない。(係のチャレンジプラン)
方 針 新規の口座不能者を把握した場合は迅速に再発防止を徹底する。また、分納誓約書を提した者が誓約不履行の際には、退去を求める厳しい姿勢で臨む。 毎月:新規口座不能者への指導、分納履行状況の確認 徴収体制等
方 針 新規の口座不能者を把握した場合は迅速に再発防止を徹底する。また、分納誓約書を提した者が誓約不履行の際には、退去を求める厳しい姿勢で臨む。 毎月:新規口座不能者への指導、分納履行状況の確認 徴収体制等 ②収体制 主たる担当者1名 研修 OJTの実施 マニュアル等・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
年間計画 毎月:新規口座不能者への指導、分納履行状況の確認 徴収体制等 徴収体制 主たる担当者1名 研 修 OJTの実施 マニュアル等 ・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
徴収体制等 徴収体制 主たる担当者 1 名 研修 OJTの実施マニュアル等・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
徴収体制 主たる担当者 1 名 研修 O J T の実施 マニュアル等 ・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
研修 OJTの実施 マニュアル等 ・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
マニュアル等・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱(準用)
年 1 回の全入居者あての使用料決定通知時、借上期間満了約 2 年前の住宅の滞納者には 区借上終了後の契約拒否の可能性を周知
納付方法 口座振替、納付書
収入未済縮減に向けた取組
督促·文書催 ・督促状:発付 告 ・随時催告:必要に応じて簡易書留で送付
電話催告 必要に応じて実施:特に新規口座不能者の発生把握に際しては迅速に実施
面談·訪問 必要に応じて実施:1箇月のみ口座不能になった者を除き実施。家族などにも問題意識 共有させる、区借上期間終了後の契約拒否可能性の告知など
財産調査・差 押 無し
執行停止 無し
外部資源の 活用 無し
他課との連携無し

債	権(分類	高齢者住宅使用料 【非強制徴収公債権】
所	管 課	都市整備部(住宅課)
債格	重の目的・3	対象等
	根拠法令領	等 杉並区高齢者住宅条例、同条例施行規則
	目 的	住宅使用の要件を満たした高齢者に対して提供した住宅の使用対価として徴収する。
	対 象	区内2年以上居住、65歳以上、単身世帯又は2人世帯、基準内所得、住宅困窮などの要件を満たす者
	金 額	月額 17,920 円 (平均額)
徴山	双に係る年	間計画等
	目 標	収納率 100%を目標とする。(課のチャレンジプラン)
	方 針	月次収納処理(調定、収納事務など)及び債権管理(督促・催告、欠損処理など)を適切 に実施し、目標の達成を図る。
	年間計画	随時:督促、催告
徴収	双体制等	
	徴収体制	主たる担当者1名
	研 修	OJTの実施
	マニュアル	等 ・杉並区営住宅使用料滞納整理要綱 (準用)
収ノ	\未済を発	生させない取組
	納付啓発	「入居のしおり」
	納付方法	口座振替、納付書
収)	\未済縮洞	ばに向けた取組
	督促·文語 告	・督促状:発付 ・随時催告:高齢者でも読みやすく(文字の大きさ、表現など)し、長期滞納者向けには、 明渡しの事由に該当する旨を、納付が困難な場合は分納に応じる旨を記載
	電話催告	必要に応じて実施:督促、催告に応じない者に実施
	面談·訪問	必要に応じて実施:滞納解消、分納開始まで毎月実施 滞納者の心身の状況に応じ、ケースワーカー、生活相談員、ケアマネージャーなどの立会いを行う。
	財産調査 押	・差 無し
	執行停止	無し
	外 部 資 源 活用	
	他課との追	福祉事務所 生活上の義務に係る指導として、ケースワーカーによる住宅使用料の納付指 導を実施

債	権	【分類】	生活保護費弁償金 【非強制徴収公債権】
所	管	課	保健福祉部 杉並福祉事務所
債格	重の目	的·対象	等
	根拠	法令等	生活保護法
	目	 的	生活保護費を受給した後に、年金を遡及受給した場合や収入申告をしなかったことによる
	П	עם	不正受給などのため、過払となった生活保護費相当額の返還を求めるもの
			・急迫の場合などに資力があるにもかかわらず保護を受給した者(資力が換金されたこと
	対	象	による弁償金)
			・不実の申請、不正な手段により保護を受給した者(不正受給の発覚による弁償金)
	金	額	・資力に相当する生活保護費の金額の範囲内の額
			・不正に受給した生活保護費に相当する額
徴リ	又に係	る年間計	·画等
	目	標	生活保護の適正実施(杉並福祉事務所運営方針)
	方	針	・保護受給中の世帯に分割納付を認め、生活に支障のない額で納付を求める。
			・債権を複数持つ世帯からの納付は、各債権に均等に振り分け、時効の中断を図る。
	年間	計画	4 月及び 6 月に新年度用納付書送付、11 月に催告書送付
徴収	又体制	川等	
	徴収	体制	管理係長(統括) ケースワーカー(60名)、管理係経理担当(8名)
	研	修	OJTの実施
	マニ	ュアル等	未整備
収ノ	人未泛	を発生さ	せない取組
	納付	·啓発	担当ケースワーカーによる納付方法の周知及び納付の勧奨
	納付	方法	納付書
収ノ	人未泛	縮減に向	可けた取組
	督促 告	₫·文書催	・督促状:発付(分割納付分を除く。) ・定期催告:直近2箇月に前年度以前の未納分の納付実績がない者に納付計画書を同封し て年1回実施
	電話	催告	納付実績がない者又は納付が滞った者に必要に応じて実施
	面談	·訪問	随時催告:納付実績がない者又は納付が滞った者に担当ケースワーカーが納付計画書を持 参して4月、6月を中心として必要に応じて実施

債	権 (:	分類】	生活保護費過年度返還金【非強制徴収公債権】	
所	管	課	保健福祉部 杉並福祉事務所	
債格	債権の目的・対象等			
	根拠法	令等	生活保護法	
			収入額の増額や世帯員の減少に伴う生活保護基準の低下などによる生活保護費の遡及変	
	目	的	更により過払となった生活保護費相当額で、当該年度に戻入されなかったために翌年度に	
			繰り越されたものの返還を求めるもの	
	対	 象	生活保護基準の低下などによる生活保護費の遡及変更により、生活保護費が過払となった	
	ניא	3 K	者で、未納分を翌年度に繰り越したもの	
	金	額	生活保護費の過払金のうち当該年度に戻入されなかったため翌年度に繰り越した額	
徴リ	又に係る	年間計	画等	
	目	標	生活保護の適正実施(杉並福祉事務所運営方針)	
	方	針	・保護受給中の世帯に分割納付を認め、生活に支障のない額で納付を求める。	
			・債権を複数持つ世帯からの納付は、各債権に均等に振り分け、時効の中断を図る。	
	年間計	画	4月及び6月に新年度用納付書送付、11月に催告書送付	
徴以	又体制等			
	徴収体	制	管理係長(統括) ケースワーカー(60名)、管理係経理担当(8名)	
	研	修	OJTの実施	
	マニュ	アル等	未整備	
収ノ	人未済を	を発生さ	: せない取組	
	納付啓	 ·発	担当ケースワーカーによる 納付方法の周知及び納付の勧奨	
	納付方	法	納付書	
収)	\未済 約	宿減に向	別けた取組	
	+⊽ /□	→ == /₩	・督促状:発付(分割納付分を除く。)	
	単位'、 告	文書催	・定期催告:直近2箇月に前年度以前の未納分の納付実績がない者に納付計画書を同封し	
			て年1回実施	
	電話催	告	納付実績がない者又は納付が滞った者に必要に応じて実施	
	面談·詢	訪問	随時催告:納付実績がない者又は納付が滞った者に担当ケースワーカーが納付計画書を持	
			参して4月、6月を中心として必要に応じて実施	

債	権 【分類】	生業資金貸付金返還金【私債権】	
所	管課	保健福祉部 管理課	
債格	産の目的・対象:	等	
	根拠法令等	杉並区生業資金貸付条例、同条例施行規則	
	目 的	一般の金融機関から融資を受けることが困難な区民に対し、世帯単位で独立の生計を立て るために必要な資金を貸し付ける。	
	対 象	生活保護を受けるおそれがある、又は現在保護を受けている者のうち、一定の要件に該当 するもので、この資金の借受けにより生活扶助を受けないで済む状態にあるもの	
	金 額	限度額 200万円(商品の仕入れに要する費用などの経常的経費だけの場合は160万円)	
徴収	又に係る年間計	画等	
	目 標	債務者の生活状況を正確に把握し、適切な債権管理を行う。	
	方 針	債務者の状況確認を行い、返済金額の増額又は返済の再開をさせる。	
	年間計画	7月と12月を強化月間として、電話催告、面談及び訪問を行う。	
少五日		THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	
1 1 1X 4.			
	徴収体制	1名	
	研 修	自治体債権の管理・回収(特別区職員研修所主催)	
		・生業チェックリスト兼マニュアル	
	マニュアル等	・研修テキスト	
	・債権回収業者から聴取した専門知識など		
収/	∖未済を発生さ 	せない取組 	
	納付啓発	無し	
	納付方法	納付書、口座振替	
収)	未済縮減に向	引けた取組	
	督促·文書催	・督促状:無し	
	告	・定期催告:平成 23 年度から催告文書に代えて「残高のお知らせ」を年 1 回実施	
	電話催告	返済約束の不履行者、返済等の約束のない者及び増額の見込みがある者に7月及び12月 を中心に実施	
	面談·訪問	都内又は近県の在住者で、電話番号不明者や文書催告に反応が無い者に7月及び 12 月を中心に2~3回訪問を実施	
	外部資源の 活用	債権管理回収等業務の委託(平成 22 年 1 月から実施)	
その)他		
	保証人	連帯保証人	
	貸付けの取 扱い	平成 22 年度から新規貸付けを停止	

_			
債	権【分類】	福祉人材修学資金貸付金返還金 【私債権】	
所	管課	保健福祉部 管理課	
債権	をの目的・対象:	等	
	根拠法令等	杉並区福祉人材修学資金貸付要綱	
	目的	医療施設、福祉施設において看護業務、介護業務に従事しようとする者に対し、修学の資	
	נים פו	金を貸し付けることで修学又は就業を容易にし、福祉人材の確保を図る。	
		・入学支度金及び修学金:区内に1年以上居住、養成施設への入学許可を得ているが経済	
		的理由で修学が困難なことなどの一定の要件に該当する者	
	対 象	・就業支度金:区内に1年以上居住、区内の医療施設等に常勤職員としての従事が決定し	
		ており、引き続き 5 年以上看護業務等に常勤職員として従事しようとする意	
		思を有することなどの一定の要件に該当する者	
	金額	限度額 入学支度金 20 万円、修学金 4 万円(月額) 就業支度金 30 万円	
徴	又に係る年間計	画等	
	目 標	滞納の解消	
	方 針	債務者の状況確認を行い、返済が滞って債務者に返済の再開をさせる。	
	年間計画	12 月を強化月間として、電話催告を行う。	
徴山	又体制等		
	徴収体制	2名(主たる担当者1名)	
	研修	自治体債権の管理・回収(特別区職員研修所主催)	
		・ 償還事務に関する処理	
	マニュアル等	・研修のテキストなど	
収入	未済を発生さ	せない取組	
	納付啓発	無し	
	納付方法	納付書	
収入	\未済縮減に向	引けた取組	
	督促·文書催 告	・督促状:発付 ・随時催告:電話などをしても支払も納付相談もない者に連絡事項のメモを同封して「杉 並区福祉人材修学資金貸付金納入催告書」を送付	
	電話催告	随時催告:納付書や催告書等を送付して期限までに納付がない者に12月を中心に実施	
	面談·訪問	無し	
	外部資源の活 用	無し	
その	その他		
	保証人	連帯保証人	
	貸付けの取 扱い	平成 14 年度から新規貸付けを廃止	
	償還の免除	区内の医療施設などにおいて、休業、休職期間を除き引き続き5年以上看護業務等に常勤職員として従事したときには、償還の免除ができることとされている。	

債	権 【分類】	応急小口資金貸付金返還金 【私債権】		
所	管課	保健福祉部 杉並福祉事務所		
債格				
	根拠法令等	杉並区応急小口資金貸付条例、同条例施行規則		
	目 的	災害、疾病等のため応急に資金を必要とする者に対し、少額の資金を貸し付けることにより、その生活の安定と福祉の向上に寄与する。		
	対 象	一定の収入基準以下の者で、災害など規則で定める理由により応急に資金を必要とし、資金を他から借り受けることが困難であることなどの要件に該当するもの		
	金額	限度額 災害等50万円(単身世帯30万円) 医療50万円、一般10万円(特別30万円)		
徴リ	又に係る年間計	画等		
	目 標	償還率の向上(杉並福祉事務所運営方針)		
	方 針	随時、電話催告を行うとともに、借受人や連帯保証人に督促を行い、償還率向上を目指す。		
	年間計画	年2回文書にて督促・催告を行う。		
徴川	又体制等			
	徴収体制	2名(主たる担当者1名)		
	研 修	OJTの実施		
	マニュアル等	杉並区応急小口資金事務手続きマニュアル		
収)	\未済を発生さ	せない取組		
	納付啓発	・面談:貸付時に借受人に周知		
	納付方法	納付書		
収入	未済縮減に向	けた取組		
	督促·文書催 告	・督促状:発布 ・定期催告:全滞納者に連絡事項を記載するなどして年2回実施		
	電話催告	初回の納付が遅れている者に必要に応じて実施		
	面談·訪問	無し		
	外部資源の活 用	無し		
その	<u> </u>			
	保証人	連帯保証人(貸付額が10万円以内の場合は不要)		

債	権 【分類】	女性福祉資金貸付金返還金 【私債権】				
所	管課	保健福祉部 杉並福祉事務所				
債格	債権の目的·対象等					
	根拠法令等	杉並区女性福祉資金貸付条例、同条例施行規則				
	目 的	他から同種の資金の借受けが困難と認められる一定の要件に該当する女性に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図るため、資金を貸し付け、女性の福祉の増進に寄与する。				
	対 象	配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない女性で、都内に6箇月以上居住し、区内に住所を有する者で、兄弟姉妹を扶養するなどの一定の要件に該当するもの				
	金 額	限度額 事業開始資金 283 万円、就学支度資金 59 万円、修学資金 9 万 6 千円 (月額) など				
徴収	又に係る年間計	画等				
	目標	償還計画の促進強化と償還率の向上(杉並福祉事務所運営方針)				
	方 針	 随時、電話催告、借受人や保証人督促を行うとともに、一部については民間委託を継続し				
		ていく。				
	年間計画	年2回文書にて督促・催告を行う。				
徴収	双体制等					
	徴収体制	2名(主たる担当者1名)				
	研 修	OJTの実施				
	マニュアル等	女性福祉資金貸付マニュアル、女性福祉資金償還事務マニュアル				
収ノ	(未済を発生さ	せない取組				
	納付啓発	・面談:貸付時及び卒業年度に修学資金・就学支度金の連帯借受人に周知 ・郵送:借受人に郵送する「償還方法決定のお知らせ」に「口座振替のお知らせ」を同封				
	納付方法	納付書、口座振替				
収ノ	(未済縮減に向]けた取組				
	督促·文書催	・督促状:発付				
	告	・定期催告:全滞納者にスタンプの押印や個別のメモを記載して年 2 回実施				
	電話催告	初回の納付遅れの者、分納の不履行者及び文書催告に反応がない者に必要の応じて実施				
	面談·訪問	必要に応じて分納の不履行者及び文書催告に反応がない者に面談を実施				
	外部資源の活 用	債権管理回収等業務の委託(平成 22 年 1 月から実施)				
その)他					
	保証人	保証人、連帯借受人				

債	権(分	分類】	奨学資金貸付金返還金 【私債権】			
所	管言	果	教育委員会事務局 学務課			
債格						
	根拠法	令等	杉並区奨学資金に関する条例、同条例施行規則			
	目	的	高等学校等に入学の許可を受け、又は在学している向学心がある区民で経済的理由により 修学が困難な者に対し、修学上必要な学資金を貸し付け、有為な人材を育成する。			
	対	象	独立の生計を営む保護者と同居して申請日現在1年以上区内に居住しており、向学心があるが、経済的理由で修学が困難であることなどの一定の要件を満たす者			
	金	額	・公立校 入学準備金 10 万円以内、月額奨学金 1 万 7 千円以内 ・私立校 入学準備金 30 万円以内、月額奨学金 2 万 9 千円以内			
A11.11	// -					
徴仏	又に係る	年間計	<u> </u>			
	目	標	高校生奨学金における奨学資金の償還率の向上 (課・係のチャレンジプラン)			
	方 :	針	高校生奨学資金の返還について、より適切な督促や催告並びに債権管理・回収業務等委託 を強化する。			
	年間計	画	民間委託による債権管理・回収業務が成果をあげているため、委託を継続するとともに、 件数の増や新たな未納防止の一助として、納付センターの活用について検討する。			
徴以	V体制等	E				
	徴収体的	制	2 名(主たる担当者 1 名)			
		修	自治体債権の管理・回収(特別区職員研修所主催)			
	マニュア	7ル等	研修テキストなど			
収入	(未済を	発生さ	せない取組			
	納付啓発		・面談:貸付申請時及び借用証書(返還計画書)提出時などにパンフレットなどで周知 ・郵送:借用証書の送付に際して、口座振替の手続用紙を同封			
	納付方	法	口座振替、納付書			
収入未済縮減に向けた取組			ltた取組			
		文書催	・督促状:発付			
	告		・定期催告:年1回			
	電話催	告	督促状発付後に入金がない者や分割納付不履行者に納付センターが納付の案内を実施			
	面談·訪	問	無し			
	外部資	源の活	・債権管理回収等業務の委託(平成 19年 11 月から実施)			
	用		・納付センターへの電話による納付案内業務などを委託(平成 23 年 9 月から実施)			
その)他					
	保証人		連帯保証人			

債	権【分	類】	(国保)一般被保険者返納金 【私債権】	
所	管課		保健福祉部 国保年金課	
債権	債権の目的・対象等			
	根拠法令	·等	国民健康保険法、杉並区国民健康保険条例、同条例施行規則	
	目 的	J	国民健康保険の資格喪失後に保険証を使用し、当該保険給付が行われたことなどにより、 不当利得となった保険給付相当額の返納を求めるもの	
	対 象	ţ	・次のいずれかに該当する者 国民健康保険の資格が遡って喪失したため、資格がない期間に保険給付を受けたもの 未申請の所得の判明や修正申告などで、高額療養費等の基準額が上がったものなど	
	金 額	į	・療養の給付費 不当利得の対象となった医療費の7割~9割 ・高額療養費 被保険者の負担する一部負担金の内、基準額を超える金額 ・出産育児一時金 42万円	
徴以	双に係る年	間計	画等	
	目 標	5	無し	
	方 針	-	無し	
	年間計画	i	無し	
徴以	双体制等			
	徴収体制	J	4 名(うち非常勤 1 名)	
	研 修		・係内新任研修 ・課内新任研修	
	マニュアリ	レ 等	不当利得返還請求事務処理 マニュアルなど	
収入	、未済を発	後生さ	せない取組	
	納付啓発	<u> </u>	「わかりやすい国保」で資格喪失後の手続や保険給付の取扱いなどを周知	
	納付方法	:	納付書	
収入	収入未済縮減に向けた取組			
	督促·文 告	書催	・督促状:発付 ・定期催告:年1回 ・随時:全滞納者に督促状発付(請求から2箇月後)の翌月から3箇月間(毎月1回)実施	
	電話催告	i	無し	
	面談·訪問	問	来庁者に面談催告を実施	

納付センター業務実績・投資効果(平成20~23年度)

年度	項目	架電日数 (日)	架電件数 (人)	受電件数 (人)	納付約束件数	収納件数 (件)	収納額 A (円)	業務委託費 B(円)	投資効果 A / B(倍)
20	特別区民税(普 通徴収分)	123	34,444	1,717	4,522	1,554	50,382,041	9,639,000	5.2
	国民健康保険料	123	37,056	1,658	4,102	4,612	46,609,984	9,639,000	4.8
	軽自動車税	8	7,589	139	1,066	1,401	2,811,200		
	介護保険料	2	432	20	41	33	327,710		
	保育園費負担 金、民営保育園 費負担金	1	65	17	14	2	23,000		
	合計	257	79,586	3,551	9,745	7,602	100,153,935	19,278,000	5.2
	特別区民税(普 通徴収分)	261	62,757	2,821	6,964	2,504	100,866,816	17,377,500	5.8
	国民健康保険料	261	74,905	1,796	3,635	3,040	26,668,815	17,377,500	1.5
0.4	軽自動車税	70	14,269	292	2,296	3,448	7,884,700	1,436,400	5.5
21	介護保険料	20	1,783	2	120	188	6,313,163	453,600	13.9
	保育園費負担 金、民営保育園 費負担金	6	341	25	59	160	2,497,650	37,800	66.1
	合計	618	154,055	4,936	13,074	9,340	144,231,144	36,682,800	3.9
	特別区民税(普 通徴収分)	247	56,097	3,151	6,508	2,538	93,111,275	16,958,340	5.5
	国民健康保険料	247	71,549	1,677	2,629	4,101	39,009,522	16,958,340	2.3
	軽自動車税	31	14,464	295	2,004	3,721	8,801,300	1,994,580	4.4
22	介護保険料	15	2,647	7	156	203	6,073,681	640,080	9.5
	保育園費負担 金、民営保育園 費負担金	3	213	31	70	190	3,019,300	51,660	58.4
	合計	543	144,970	5,161	11,367	10,753	150,015,078	36,603,000	4.1
23	特別区民税(普 通徴収分)	261	55,056	2,924	4,534	2,027	89,480,481	17,043,360	5.3
	国民健康保険料	261	70,409	1,628	2,557	3,860	34,708,017	17,063,760	2.0
	軽自動車税	35	12,715	248	1,691	3,321	7,755,700	1,999,620	3.9
	介護保険料	35	3,307	13	215	458	5,662,234	642,600	8.8
	保育園費負担 金、民営保育園 費負担金	5	107	9	59	187	2,520,700	51,660	48.8
	奨学資金貸付金 返還金	14	84	5	23	25	259,900	20,400	12.7
	合計	611	141,678	4,827	9,079	9,878	140,387,032	36,821,400	3.8

債権管理回収等業務の委託実績・投資効果(平成21~23年度)

年度	債権名称	委託件数 (実人員)	対象債権金額	収納件数 (実人員)	収納額 A(円)	業務委託費 B(円)	投資効果 A / B(倍)
21	生業資金貸付金返還金	89	68,560,390	50	4,485,264	2,289,000	2.0
	女性福祉資金貸付金返還金	13	12,097,457	7	292,346	341,250	0.9
	奨学資金貸付金返還金	165	68,409,944	156	14,476,644	6,210,750	2.3
	合計	267	149,067,791	213	19,254,254	8,841,000	2.2
22	生業資金貸付金返還金	72	60,937,846	54	5,636,207	2,734,200	2.1
	女性福祉資金貸付金返還金	13	11,942,511	12	2,189,842	487,200	4.5
	奨学資金貸付金返還金	168	67,448,858	151	12,605,786	6,227,550	2.0
	合計	253	140,329,215	217	20,431,835	9,448,950	2.2
23	生業資金貸付金返還金	46	37,002,700	38	3,636,371	1,697,850	2.1
	女性福祉資金貸付金返還金	24	14,572,308	15	1,926,420	748,650	2.6
	奨学資金貸付金返還金	165	69,679,545	149	11,886,750	6,130,950	1.9
	合計	235	121,254,553	202	17,449,541	8,577,450	2.0

生業資金貸付金返還金及び女性福祉資金貸付金返還金は、平成22年1月から業務委託を開始している。

杉並区の債権の管理に関する条例

平成14年3月19日 条例第2号

改正 平成15年6月30日条例第21号

平成16年12月7日条例第38号

(目的)

- 第1条 この条例は、区の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項及び区の債権の管理の 手続等に関する一般的基準を定めることにより、区の債権の管理の適正を期することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において「区の債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利をいう。 (他の条例との関係)
- 第3条 区の債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(管理の基準)

第4条 区の債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、区の債権の内容等に応じて、 適正に処理しなければならない。

(台帳への記載)

第5条 区長は、区の債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その記載内容について は、区長が定める。

(督促)

第6条 区長は、区の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

- 第7条 区長は、区の債権(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する歳入に係る区の債権(以下「強制徴収により徴収する区の債権」という。)を除く。)について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合、第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
 - (1) 担保の付されている区の債権(保証人の保証がある区の債権を含む。)については、当該区の債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
 - (2) 債務名義のある区の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
 - (3) 前2号に該当しない区の債権(第1号に該当する区の債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第8条 区長は、区の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1 項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

- 第9条 区長は、区の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、区長は、区の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

- 第10条 区長は、区の債権(強制徴収により徴収する区の債権を除く。)で履行期限後相当の期間を 経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行 させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないこと ができる。
 - (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、 差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
 - (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用 を超えないと認められるときその他これに類するとき。
 - (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。 (履行延期の特約等)
- 第11条 区長は、区の債権(強制徴収により徴収する区の債権を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該区の債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
 - (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の 状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の債権について、債務者が当該債務の全部を 一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係る区の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る区の債権は、徴収すべきものとする。 (免除)
- 第12条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした区の債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該区の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

- 第13条 区長は、区の債権(強制徴収により徴収する区の債権を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該区の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。
 - (1) 当該区の債権について消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
 - (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が 強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける区の債権及び区以外の者の債権の金 額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204 条第1項その他の法令の規定により債務者が当該区の債権についてその責任を免れたとき。 (委任)
- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月7日条例第38号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。